

府中町第4次総合計画

改訂版

令和3(2021)年度 ▶ 令和7(2025)年度

ひとがきらめき まちが輝く
オアシス都市 あきふちゅう



府中町

Fuchū town



府中町の町章

府中町のかしら文字「ふ」を図案化したもので、動きのある3線の結合は、町の和と発展を示しています。



ロゴマーク

府中町の「ふ」をデザイン化し、まちの特長である商業（オレンジ）、工業（ブルー）、住宅（グリーン）がバランスよく支え合い、未来に向かってすすんでいく府中町の姿をシンボライズし、コンセプトである OASIS-FUCHU（オアシスふちゅう）を目指す姿として表現しています。



府中町の花 つばき

古くから町内の神社や寺院の境内に自生し、また呉娑々宇山にはやぶつばきの群生が見られ町民に親しまれていたことから、気品があり清楚で情緒に満ち、庭園樹のほか生花としても愛好されている「つばき」こそが、府中に最もゆかりのある花として制定されました。



府中町の木 くすのき

常に青々と緑を保ち、そのうえ樹勢も強く、大樹に育ち、あたかも21世紀に向かって大きく飛躍する青少年とふるさと府中町を象徴する樹木として、町政施行50周年の昭和62年に制定されました。

府中町民憲章

わたしたち町民は、安芸の国府であった府中町の伝統を大切にし、平和で豊かな新しい町づくりにつとめます。そのため、つぎの“合いことば”を定め、お互いにはげまし合って実行します。

1. 会えば気軽に あいさつを
2. 心もからだも すこやかに
3. 子どももおとなも 豊かな教養
4. 若人に活気を 年よりに生きるよろこびを
5. 水は清く 山は緑に美しく



第4次総合計画の

改訂にあたって

府中町は、昭和12(1937)年に町制に移行し、平成29(2017)年に80周年を迎えました。

これまで市町村合併などを経験することなく、人口5万人を超える成熟した都市へと発展してきたことは、先人達のたゆまぬ努力と情熱の賜物であり、私たちは人口減少・少子高齢化社会にあっても、この便利で活気あふれる府中町を着実に次世代へつないでいく必要があります。

平成28(2016)年に策定した第4次総合計画では、「ひとがきらめき まちが輝く オアシス都市 あきふちゅう」をまちの将来像に掲げ、「商・工・住のバランスを保ち、次世代へ元気をつなげるひととまち」を新たな基本理念に設定してまちづくりを進めてきており、この度計画期間の中間年にあたることから、これまでの取り組みの評価を行い、改訂を行うこととしました。

改訂にあたっては、基本理念を継承しつつ、喫緊の課題である災害への取り組み強化やデジタル化推進など、社会情勢の変化にも柔軟に対応することとしており、引き続き、「府中町に住んでよかった、住んでみたい」と感じていただけるまちの実現に向けた取り組みを進めてまいります。

最後に、本計画の改訂にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました町議会議員やまちづくり推進懇話会の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた住民や事業者の皆様にご心より感謝を申し上げます。

令和3(2021)年3月

府中町長 佐藤 信治

基本構想

将来像

『ひとがきらめきまちが輝くオアシス都市 あきふちゅう』

基本理念

『商工住のバランスを保ち、次世代へ元気をつなげるひととまち』
『住んでよかった、住んでみたいまちづくり』

基本目標

基本目標1

みんなで支え合い、
未来につなぐ
まちづくり

基本目標2

学び合い、志を育む
まちづくり

基本目標3

誰もが安心・安全、
快適に暮らせる
まちづくり

基本目標4

便利で活力と
賑わいにあふれる
まちづくり

基本目標5

持続可能なり
まちづくり

基本施策

11 地域で共に支え合う福祉の充実

12 地域連携による生涯を通じた健康
づくりの推進

13 多世代連携による子育て支援の充実

14 高齢者が生きがいを持って暮らせる
まちづくり

21 「志」の教育 信頼される学校教育の確立

22 学び合い生きがいを育む社会教育の充実

23 安心・安全で質の高い教育環境の整備

31 災害に強いまちづくり

32 総合的な環境対策の推進

33 地域協働・産業活性化・安心安全の
まちづくり

34 暮らしを守る消防体制づくりの推進

41 計画的な都市整備の推進

42 社会資本の安定的な供給

43 活力あるまちづくりを支える公共財産の
有効活用

51 総合的なまちづくりの推進

52 自治を支える安定した行財政運営

53 住民に便利な行政サービスの提供

54 自治を支える人材育成

基本計画

単位施策

111 生活支援の充実

112 障がい者福祉の充実

121 ライフステージに応じた健康づくりの支援

131 子育て世代への重点支援

132 子育て環境の確保

141 高齢者福祉の充実

211 志を持ち未来へ挑戦する児童生徒の育成

212 学校・家庭・地域が協働した児童生徒の教育の推進

213 児童生徒一人一人の自立を目指した就学支援の充実

221 生涯各期に応じた学習機会の充実

222 芸術・文化の普及・振興

223 スポーツの振興

231 教育施設・設備の充実

311 住民と行政が連携した防災の推進

312 防災体制の充実・強化

313 市街地の浸水対策

321 低炭素型のまちづくりの推進

322 自然と共生する快適環境の推進

323 資源循環による環境負荷の低減

324 協働型環境づくりの推進

331 人権の尊重と男女共同参画社会の推進

332 地域の活性化

333 地域安全活動の推進

341 火災予防体制の充実・強化

342 消防体制の充実・強化

343 救急体制の充実・強化

411 計画的な土地利用の誘導

412 都市施設の整備

413 住環境の向上

414 生活環境の向上

421 インフラ資産の計画的な維持・保全

431 公共施設の適切な財産管理

511 戦略的なまちづくりの推進

512 自治の体制強化

513 平和行政の展開

514 まちの魅力発信

521 持続可能な行財政運営

531 多様な行政サービスの提供

541 職員の総合的な能力開発と新たな働き方の推進

府中町第4次総合計画改訂版 目次

第1編 序 論

- 1 府中町の概要 3
- 2 府中町を取り巻く情勢 9
- 3 まちづくりの成果と課題 15
- 4 第4次総合計画の改訂方針 34

第2編 基本構想

- 1 計画期間と構成 39
- 2 まちの将来像 40
- 3 まちづくりの基本理念 41
- 4 基本目標 42
- 5 目標人口 44

第3編 基本計画

1	施策の大綱	47
2	基本施策・単位施策	50
	基本目標1 みんなで支え合い、未来につなぐまちづくり	50
	基本目標2 学び合い、志を育むまちづくり	55
	基本目標3 誰もが安心・安全、快適に暮らせるまちづくり	61
	基本目標4 便利で活力と賑わいにあふれるまちづくり	69
	基本目標5 持続可能なまちづくり	74
3	SDGsとの関連	81

第4編 参考資料

1	土地利用の基本方針	87
2	住民の参加体制について	91
3	第4次総合計画改訂の経緯	97
4	規則・要綱・要領	98
5	SDGsの17の目標について	108
6	用語解説	111

第1編

序論

- 1 府中町の概要
- 2 府中町を取り巻く情勢
- 3 まちづくりの成果と課題
- 4 第4次総合計画の改訂方針



注)本文中の図表の年号の表記について、平成 31 年(1~4月)を令和元年に統一しています。

1 府中町の概要

1-1 地勢

- 当町は、広島都市圏^{*}の東部に位置し、周囲を広島市東区、南区、安芸区に囲まれています。町域は東西4.18km、南北5.20kmで、面積は10.41km²です。
- 地形は、北東部に標高592mを最高に200m前後の山地が連なり、南西部には低地が広がっています。低地部は概ね市街化され、丘陵部に向けても住宅団地が造成されています。
- 主要な河川は、府中大川、榎川で、町域の南西部に沿って流下し、猿猴川に合流し、瀬戸内海に注いでいます。

1-2 気候

- 瀬戸内海に面した地域の特徴である、温暖で、比較的降水量の少ない気候です。過去10年間の年平均気温は16.6℃、降水量は年間約1,660mmです。

位置図



本文中、^{*}印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

1-3 歴史と沿革

- 当町は、府中という名が示すように、安芸の国府が置かれたところと伝えられ、古代安芸の国の政治、文化の中心地であったといわれています。その後、政治経済の中心は広島市に移り、農業主体の村として新田開発が行われ、現在のまち並みが形成されてきました。明治22(1889)年の町村制施行によって府中村が誕生し、昭和12(1937)年に町制を施行し、その間、合併をすることなく現在に至っています。
- 当町を特徴づける工業は、昭和6(1931)年の東洋工業(株)(現マツダ(株))本社の町内移転に始まり、昭和13(1938)年には麒麟ビール広島工場の立地、自動車機械をはじめとする関連工業の集積を経て、まちの基盤を支えてきました。住宅地は、昭和30(1955)年代から団地開発が始められ、昭和30(1955)年代後半から昭和50(1975)年頃まで急激な人口増加を経験しました。その後も緩やかに人口増加が続き平成2(1990)年の国勢調査では人口5万人を超え、全国でも有数の人口を擁する自治体となりました。
- 平成16(2004)年3月に麒麟ビール広島工場跡地に大規模複合商業施設ダイヤモンドシティ・ソレイユ(現イオンモール広島府中)が開業し、広島都市圏*東部の商業の拠点としての役割が新たに加わりました。
- 平成19(2007)年5月には町立図書館と多目的ホールなどが複合した、安芸府中生涯学習センター「くすのきプラザ」が開館し、生涯学習拠点としての機能も充実しました。
- 平成22(2010)年4月に鶴江鹿籠線が全線開通し、同年広島高速道路網を構成する広島高速2号線(府中仁保道路)の完成によって、広域的な都市間のアクセスが飛躍的に向上しました。

【昭和14年撮影：麒麟ビール広島工場付近】



【平成30年現在：イオンモール広島府中付近】



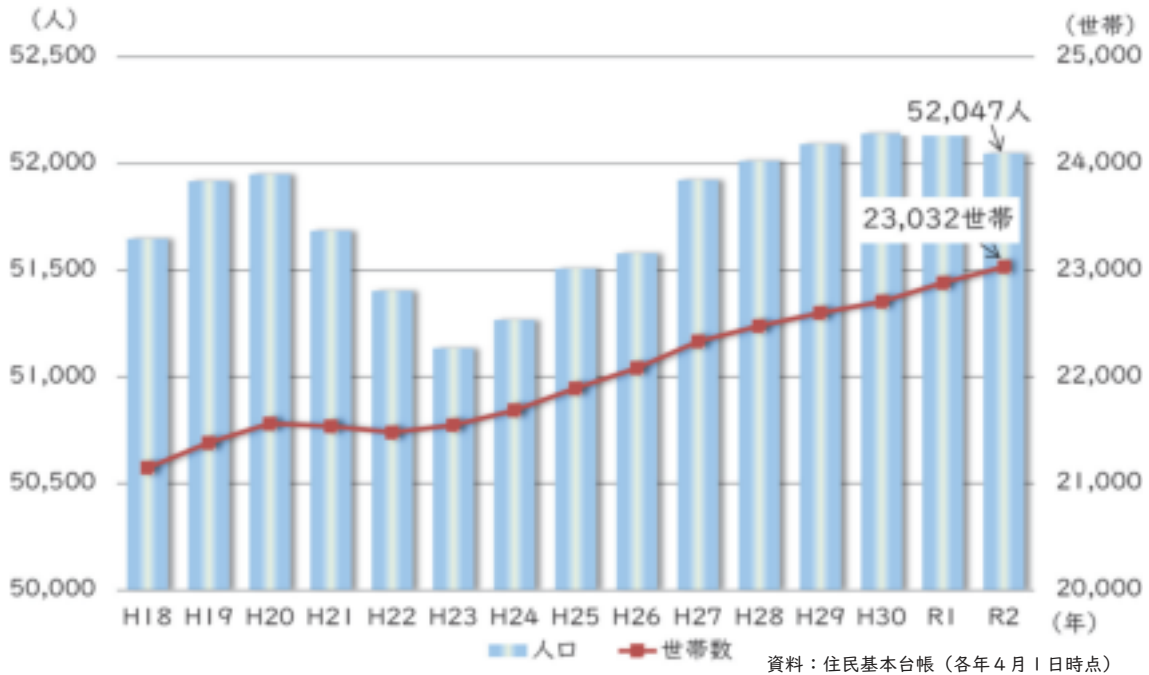
資料：国土地理院

本文中、*印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

1-4 人口

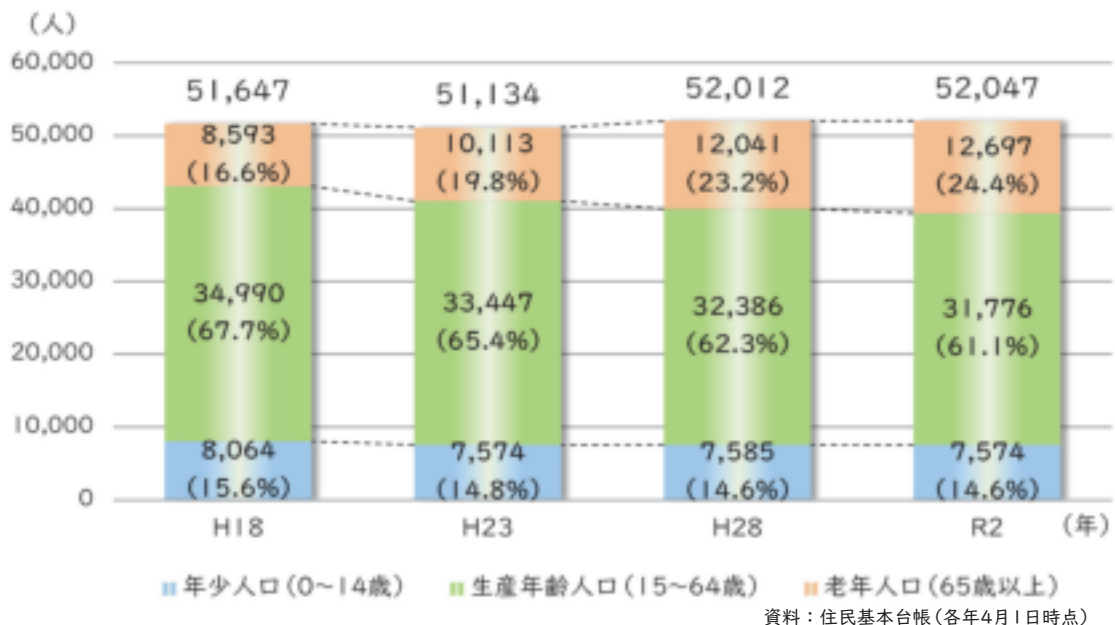
- 平成20(2008)年以降、人口は減少傾向にありましたが、平成23(2011)年より増加に転じ、令和2(2020)年は52,047人となっています。また、世帯数は増加傾向で推移しており、令和2(2020)年は23,032世帯となっています。

<人口の動き>



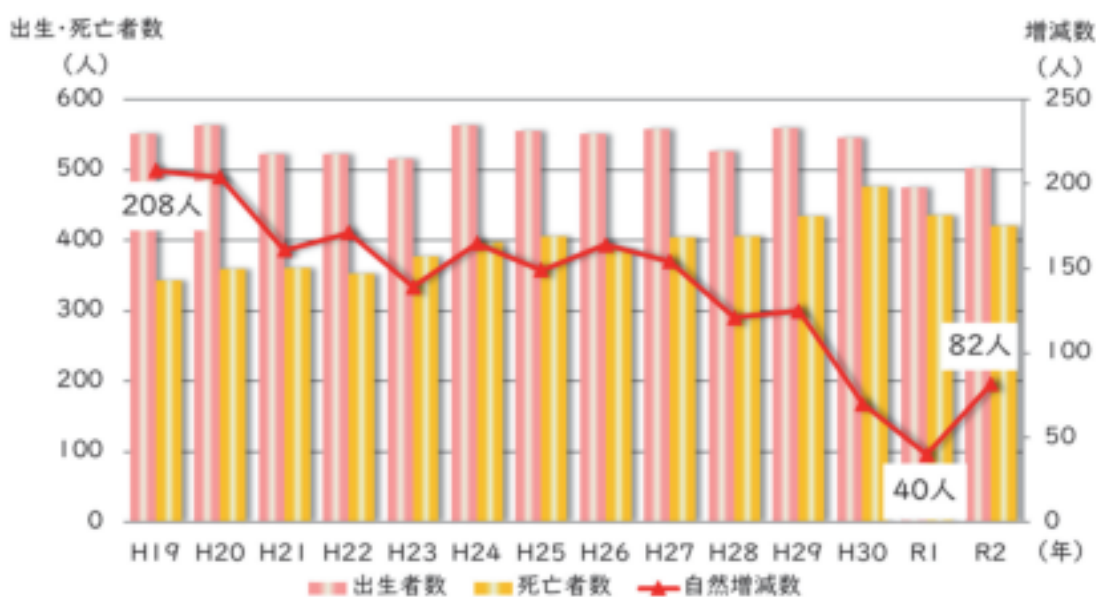
- 年齢3区分別人口の5年毎の推移は、14歳以下の年少人口の割合及び15歳～64歳の生産年齢人口の割合が減少しているのに対し、65歳以上の老年人口の割合は増加しています。

<年齢3区分別人口の動き（5年毎の推移）>



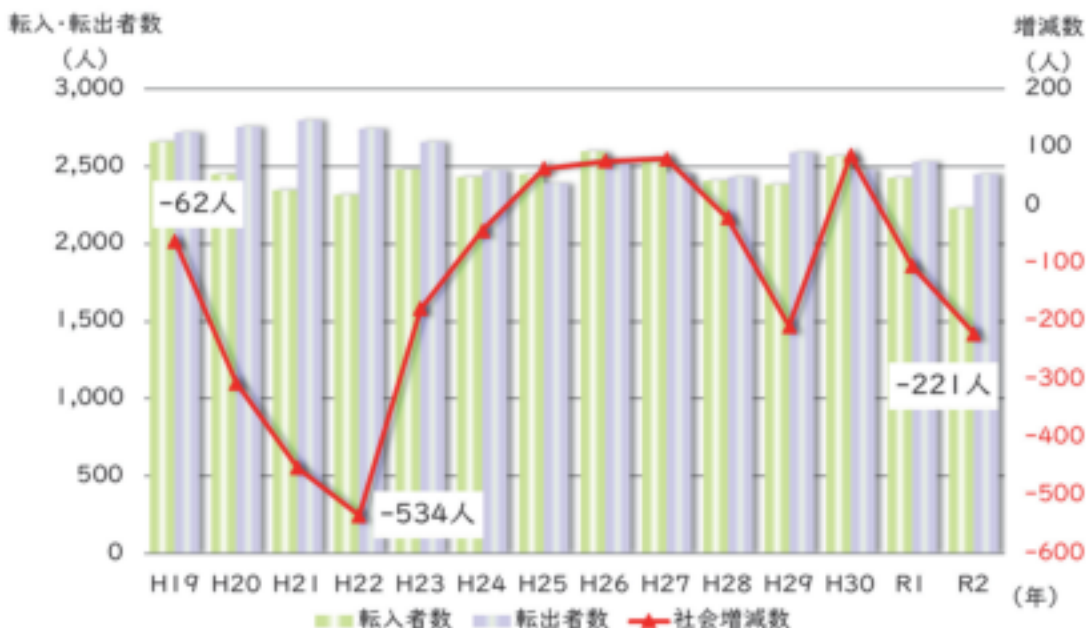
- 当町の人口動態は、社会動態（転入と転出の差）の増減が主な人口増減の要因となっています。
- 自然動態（出生と死亡の差）は、自然増を維持し続けているものの減少傾向となっており、令和元（2019）年には40人まで減少しましたが、令和2（2020）年には82人となっています。
- 社会動態は、平成22（2010）年には534人の社会減となりましたが、その後増加傾向となり、平成25（2013）年から3年間は社会増となりました。その後、増減を繰り返し、令和2（2020）年は221人の社会減となっています。

<自然動態>



資料：広島県人口移動統計調査（各年とも前年10月1日から当年9月30日までの合計値）

<社会動態>

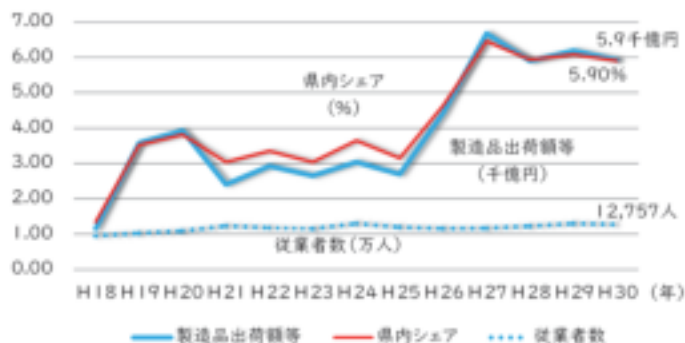


資料：広島県人口移動統計調査（各年とも前年10月1日から当年9月30日までの合計値）

1-5 産業

- 製造品出荷額等※は、平成21(2009)年以降横ばい傾向にありましたが、平成25(2013)年から大幅な増加傾向に転じ、平成30(2018)年には5,928億円、県内シェア5.90%となっています。また、従業者数は、平成30(2018)年は12,757人となっています。

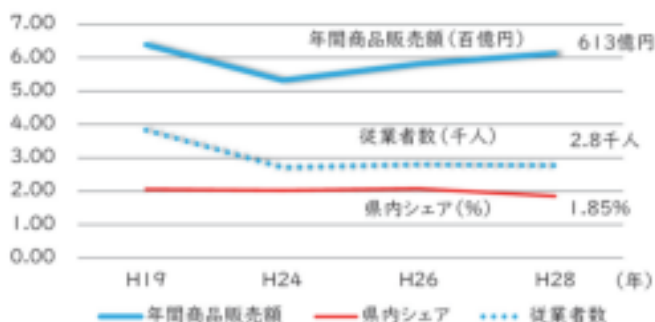
<工業の動き>



資料：工業統計調査

- 小売業年間商品販売額※は、平成24(2012)年に減少しましたが、その後増加し、平成28(2016)年には613億円にまで増加しています。また、従業者数は、平成24(2012)年に減少し、平成28(2016)年には2,773人となっています。

<商業の動き>



資料：商業統計調査・経済センサス

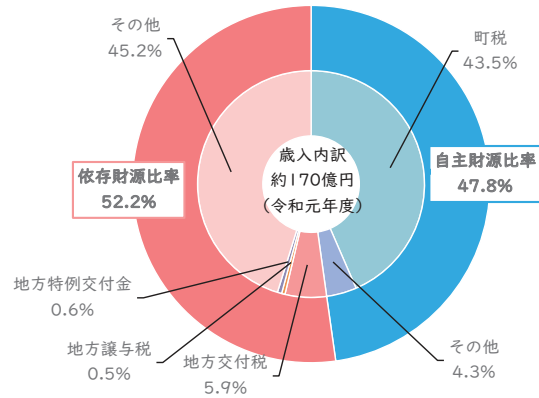
1-6 道路・交通

- 道路については、骨格をなすループ状道路や広島市などと連絡する広域的な幹線道路などの整備が進み、利便性の向上が図られ、広島都市圏※の中でも高い整備率となっています。しかし、依然として住宅密集地における生活道路は、平成18(2006)年からの補助街路※整備などの新たな取り組みに着手しているものの、平成30年7月豪雨※のような近年多発する都市型災害※を考慮すると課題を多く抱えています。
- 平成15(2003)年10月より運行開始したコミュニティバス『つばきバス』が、町の南北と町内公共施設を連絡し、暮らしの利便性を支えています。

1-7 財政

- 当町の財政は令和元(2019)年度について、依存財源がやや多くなっており、自主財源※のうち町税が43.5%を占めています。

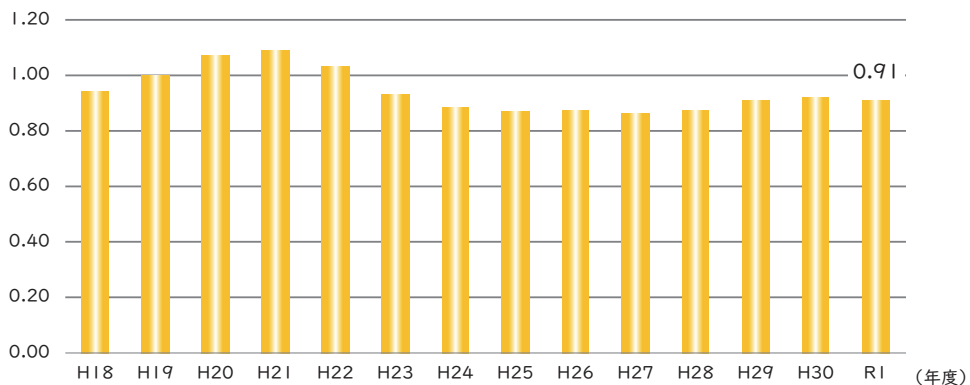
<自主財源比率>



資料：地方財政状況調査

- 財政力の豊かさを表す財政力指数※は、平成19(2007)年度から平成22(2010)年度にかけて1.0を上回ったものの、その後やや減少し、令和元(2019)年度は0.91となっています。

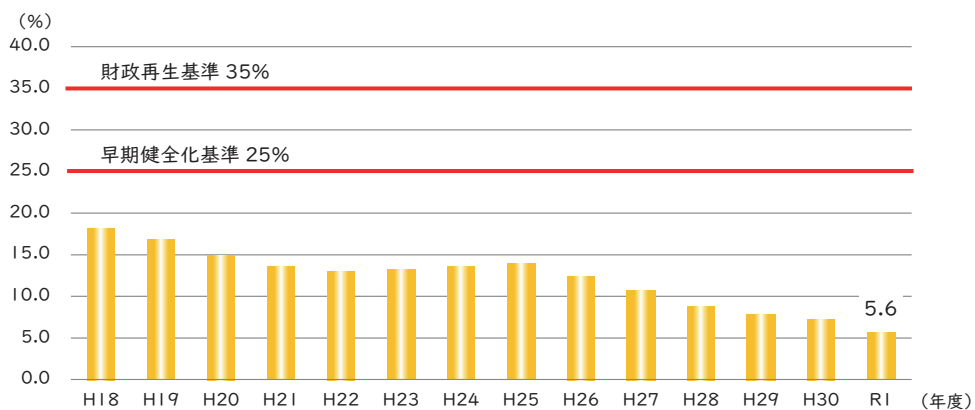
<財政力指数>



資料：地方財政状況調査

- 実質公債費比率※は、平成18(2006)年度から減少傾向が続き、平成28(2016)年度には10.0%を下回り、令和元(2019)年度は5.6%となっています。

<実質公債費比率>



資料：地方財政状況調査

本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

2 府中町を取り巻く情勢

2-1 社会情勢

■人口減少・少子高齢化の進行

日本の総人口は平成20(2008)年をピークに減少局面に入り、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計によると令和35(2053)年には1億人を割り込むと予測されています。令和元(2019)年の出生数は明治32(1899)年の調査開始以降最低の86万4千人となるなど出生数は減少を続けており、高齢者割合が増え、少子高齢化社会が顕著となっています。このことは、経済規模の縮小、基礎自治体の担い手減少、社会保障制度の脆弱性をもたらすことにつながります。

これについて、国では、令和元(2019)年に策定した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略において、人口減少の緩和や地域経済の強化のほか、人口減少に適応した地域をつくることにより、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を目指すこととしています。また、広島県においても、経済力の向上と子育て環境整備の両輪で取り組むことにより、人口減少に対応できる新たな社会システムの構築を目指しています。

【府中町の状況】

府中町の人口は、平成27(2015)年の国勢調査では51,053人と、まだ減少傾向には至っていませんが、社人研の推計によると今後減少傾向となり、令和42(2060)年には45,000人を下回ると予測されています。加えて平成17(2005)年から年少人口と老年人口が逆転しており、今後老年人口の更なる増加が見込まれています。まちの活力を維持するためには、引き続き子育て世代の人口を増やし出生数を確保することを目指すとともに、高齢者が生きがいをもって元気に暮らせる環境づくりや、人口減少・少子高齢化に適応した社会づくりが必要になると考えられます。

■安心・安全な社会への意識の高まり

近年、豪雨による大規模な河川の氾濫や、土石流が同時多発的に生じる大災害が日本各地で毎年のように発生しているほか、近い将来、南海トラフ巨大地震※などの大規模地震の発生が予測されています。広島県においても、平成26(2014)年8月に広島市で発生した土砂災害のほか、平成30年7月豪雨※では、大規模な土石流による土砂災害、河川の氾濫などの災害が発生し、道路・鉄道網の寸断などから、生活や経済活動への甚大な影響が生じました。

こうした状況下で、国は国土強靱化基本計画※を策定して各種災害に対する対策を推進しており、地方にも同様な国土強靱化を求めています。また、広島県も、平成28(2016)年に広島県強靱化地域計画を策定しているほか、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例を制定し、「自助・共助・公助」※の相互連携のもとで、社会全体で減災に向けた取り組みを進めています。

【府中町の状況】

平成30年7月豪雨では、府中町においても斜面の崩落や護岸の損壊のほか、土石流による河川の氾濫が発生しました。特に、河川の氾濫については、降雨から時間が経過した後突然発生したこともあり、災害発生の予測や緊急的な対応についての難しさが浮き彫りになりました。

防災・減災対策としては、事前防災※を図るための斜面や護岸の整備などといったハード対策を進める一方で、確実に災害から身を守るため、避難訓練や避難を呼びかける体制づくりといったソフト対策が非常に重要になります。今後は、国土強靱化地域計画を始め、防災・減災に関連する各種計画のもとに、ハード・ソフトの両面から安心・安全に向けた対策を強化していくこととしています。

■新たな技術などの潮流

AI/IoT※、ロボティクス※等のデジタル技術※を活用したDX(デジタルトランスフォーメーション)※は、どこからでも世界とつながり、仕事のほか教育や医療などのサービスを利用できるなど、産業構造や働き方、生活スタイルそのものに変革をもたらし、社会をより便利に、豊かに変える可能性があります。このことは、労働力不足や地域活力の低下などといった人口減少・少子高齢化や東京一極集中※に伴う様々な課題を解決できる好機になると考えられます。令和2(2020)年には新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が発生した結果、働き方や生活スタイルの変容に合わせて様々なデジタル技術の導入が加速しましたが、一方で、行政分野においてはデジタル化・オンライン化の遅れが明らかになりました。

また、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択されたSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)※は、持続可能で多様性のある社会の実現を目指すものであり、地域における持続可能なまちづくりや活性化にも通じる理念となっています。このため、国においてもSDGsを原動力とした地方創生※を推進しており、その中のSDGs未来都市※については、広島県もその一つに選定されています。

【府中町の状況】

府中町においても、今後人口減少・高齢化が進行し、地域の活力が失われていくと同時に、行政の経営資源も限られてくることが予想されます。このような状況下でも地域の活力を保ち、持続的な発展へつなげるためには、これまでとは異なる技術や考え方を取り入れていくことが必要です。今後は、限られた資源から最大限の行政サービスが提供できるよう、新たな技術や考え方などの潮流について見極め、導入を進めていく必要があります。

■新型コロナウイルス感染症による社会経済環境の変化

新型コロナウイルスは、人やモノなどが国境を越えて移動するグローバル社会を背景に、瞬く間に世界的な感染拡大を引き起こし、人々の生命と健康を脅かすとともに、人やモノの移動は制限を強いられ、社会経済活動を著しく減退させました。

このことは、自動車産業などグローバル経済の影響を強く受ける製造業における減産や、インバウンド※に依存している宿泊・旅行業、緊急事態宣言による外出自粛などに伴う飲食を中心としたサービス業の経営不振など、様々な業種において深刻な経済的影響を与えました。

【府中町の状況】

府中町においても、自動車関連産業をはじめとした製造業や、小売業、飲食サービス業といった、大きな影響を受ける業種が町内に多くあることから、深刻な状況となっています。

また、町行政においても、感染症予防対策や各種支援などの対策に係る費用が増大する一方、企業の業績不振や個人所得の減少により税収の見込みが不透明なことから、厳しい財政運営となることが予想されています。

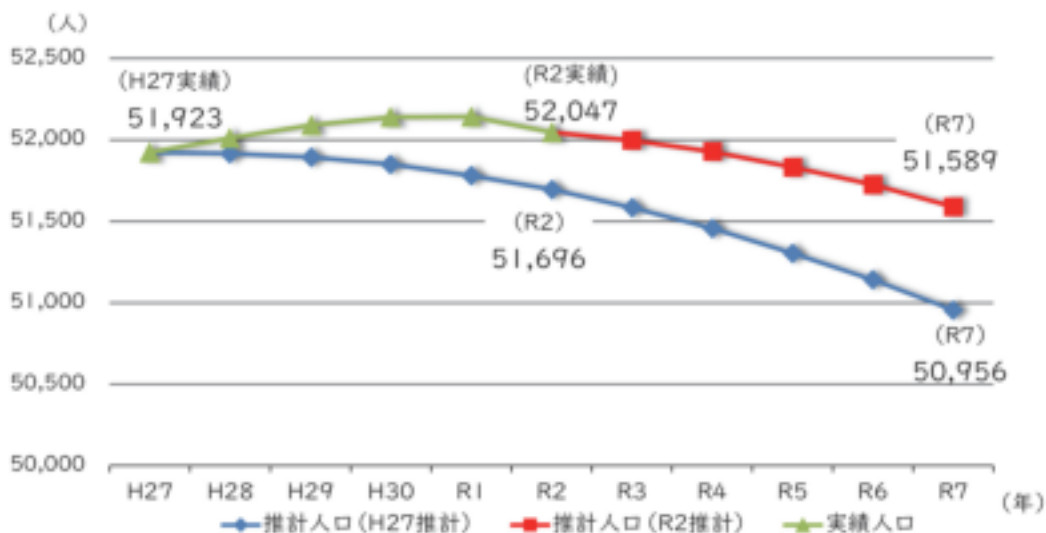
今後は、このような厳しい状況を踏まえた上で、新型コロナウイルスを契機として顕在化した様々な社会課題への対応として、デジタル技術※の活用や働き方改革※の実践など、生活様式の変化に応じた取り組みを進めていく必要があります。

2-2 推計人口

第4次総合計画では、計画期間を10年とし、目標年次である令和7（2025）年度を見据えたまちづくりに取り組んできました。この期間において、人口動向の実績を踏まえた推計人口の算定を行っており、これによると、府中町の人口は平成27（2015）年4月時点の実績人口51,923人から緩やかに減少し、令和7（2025）年には50,956人となると予測していました。

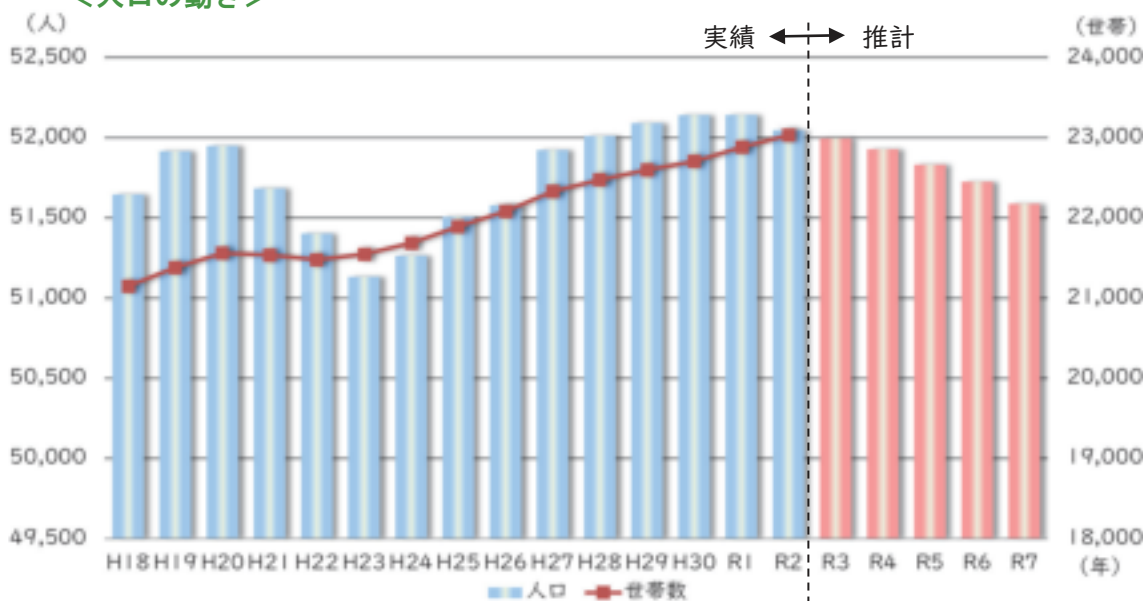
令和2（2020）年時点で、当初の予測よりも多い人口で推移している状況を踏まえて、改めて推計人口を算定した結果、令和7（2025）年には51,589人となることが予測されます。

<第4次総合計画期間の人口推移>



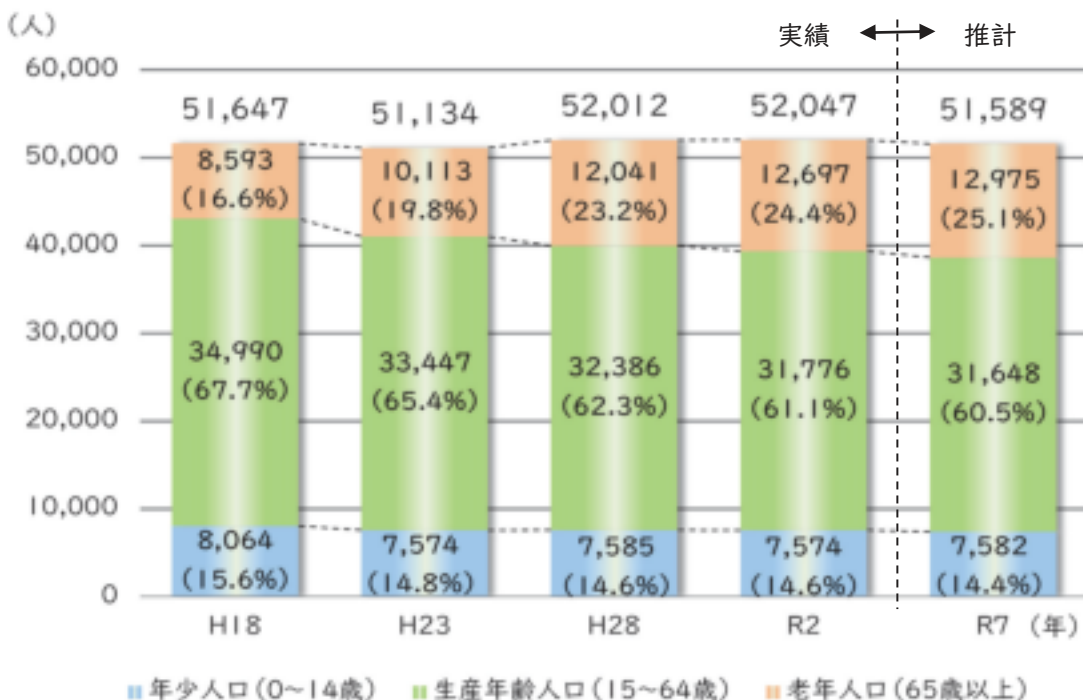
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）による実績及び推計

<人口の動き>



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）による実績及び推計

＜年齢3区分別人口の動き＞

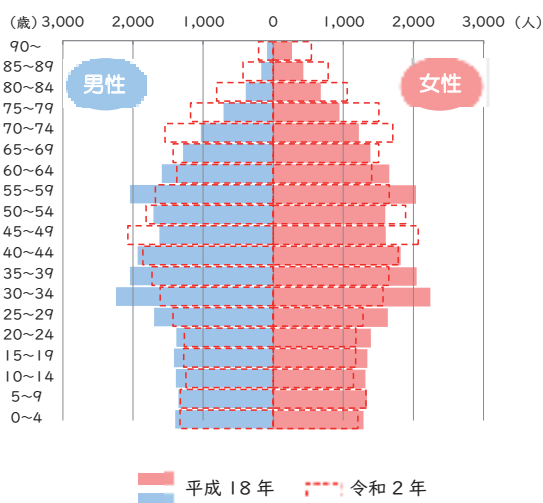


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

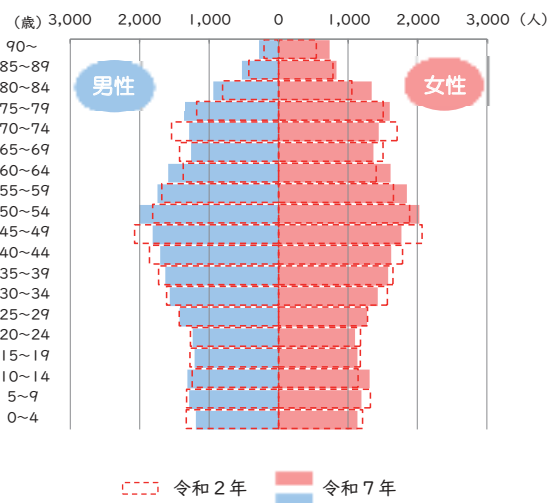
- 国内では急速に少子高齢化が進行しており、当町においても例外ではありません。若い世代の人口が徐々に減少する一方、令和2（2020）年において最も人口の多い45歳から49歳の世代が令和22（2040）年頃には65歳を迎えます。

＜性別・年齢別人口構成の推移＞

平成18年からの推移



令和7年（推計）への推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）による実績及び推計

3 まちづくりの成果と課題

3-1 住民意向

第4次総合計画の改訂にあたり、住民意向を計画に反映させるため、以下のとおり5区分のアンケート調査を行いました。(令和元(2019)年11月29日発送、12月23日回答期限)

なお、第4次総合計画の策定時には3区分のアンケート調査(対象:15歳以上の住民、20~30代の住民、事業者)を実施していますが、改訂にあたっては、第2期府中町まち・ひと・しごと創生総合戦略*の策定もあわせて行っており、住民の転入・転出に係る意識などについても調査するために、アンケート調査を5区分に拡充しています。

区分	対象	調査票 配布数 ①	回収数 ②	回収率 (②/①)
A	町内在住者 (町内の全世帯から無作為抽出)	3,000	1,633	54.4%
B	20歳以上39歳以下の町内在住者 (Aとの重複を除いて無作為抽出)	1,500	687	45.8%
C	町内の事業所 (全事業所から無作為抽出)	350	106	30.3%
D	府中町から県内他市町への転出者 (平成28(2016)年度以降に転出した、転出時に20~49歳の人から無作為抽出)	1,200	370	30.8%
E	町内に勤務する町外在住者	1,200	679	56.6%

アンケート調査結果の主な内容を次ページ以降に整理しました。

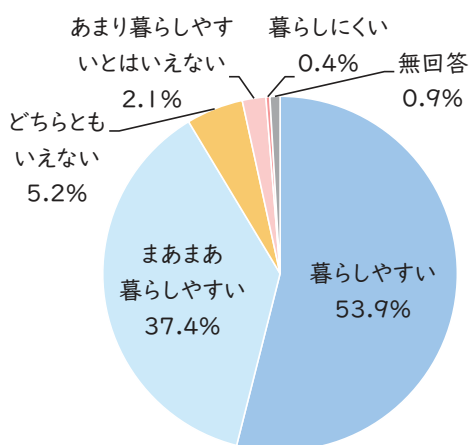
また、抽出した成果・課題については、他の評価要素と合わせて、「3-2 取り組みの成果と課題」において整理を行っています。

■府中町の暮らしやすさ

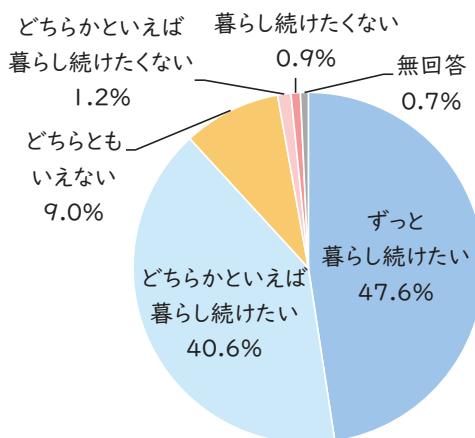
府中町での暮らしについて、9割の方が暮らしやすいと感じているほか、9割近い方が今後も暮らし続けたいと感じています。また、府中町から転出した方についても、9割以上の方が暮らしやすかったと感じており、8割近い方がまた暮らしたいと感じています。

町内在住者

【あなたにとって、府中町は暮らしやすいまちですか】(アンケートA)

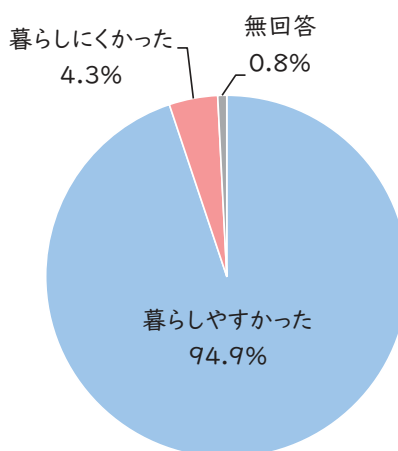


【あなたは今後も府中町に暮らし続けたいですか】(アンケートA)

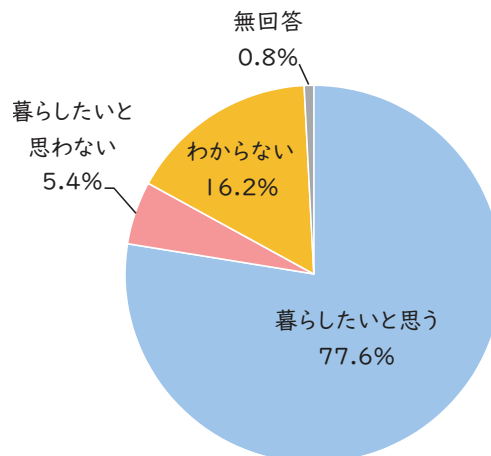


転出者

【府中町は暮らしやすかったですか】(アンケートD)



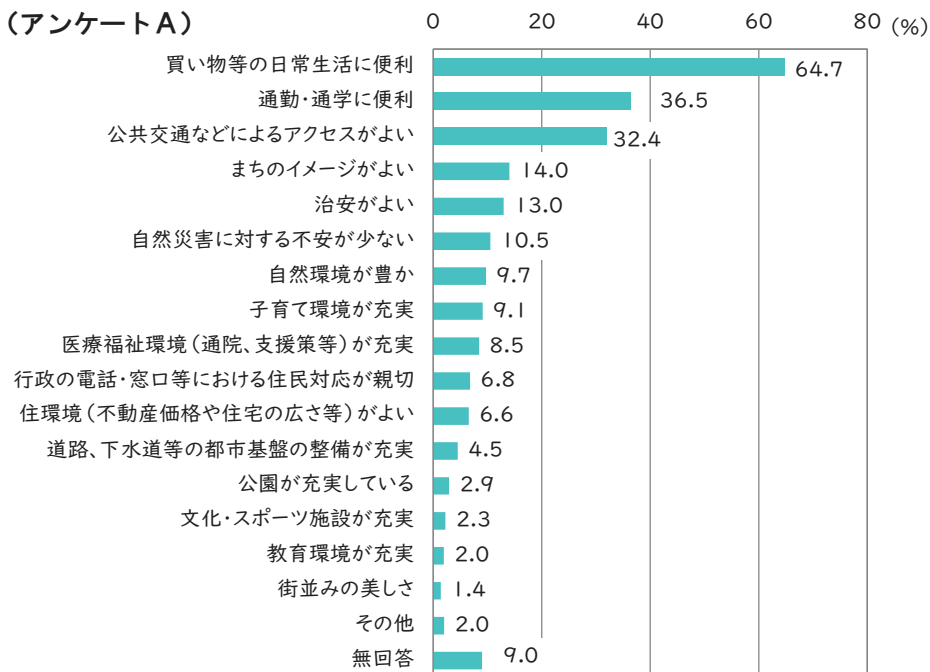
【もし機会があれば、また府中町で暮らしたいと思いますか】(アンケートD)



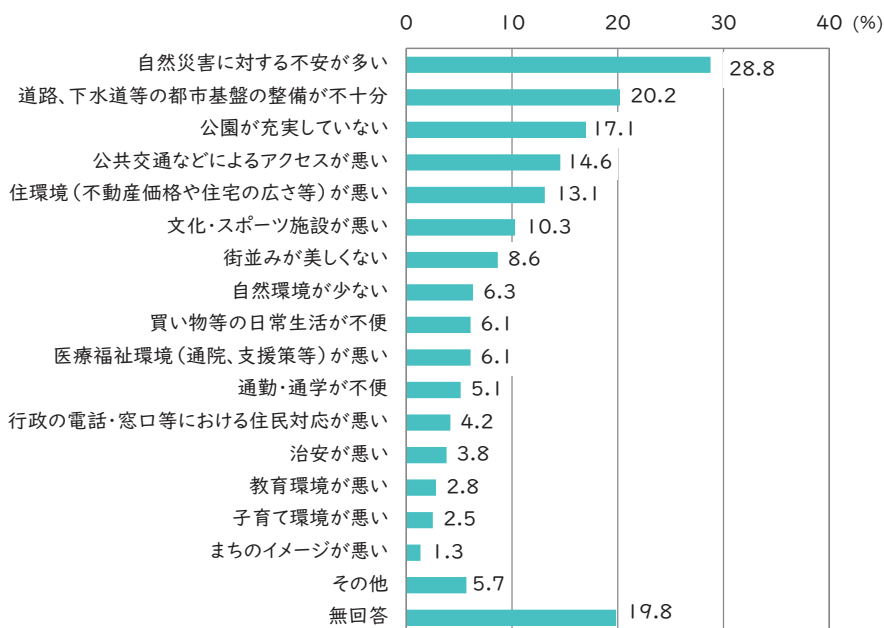
■府中町のよい点・よくない点

府中町の魅力的な点として、主に利便性の良さが高い評価を得ています。一方、よくない点としては、主に自然災害への不安や、都市基盤の整備などが挙げられています。

【府中町の魅力的な点（よい点など）があればお聞かせください（3つまで選択）】



【府中町のよくない点があればお聞かせください（3つまで選択）】(アンケートA)

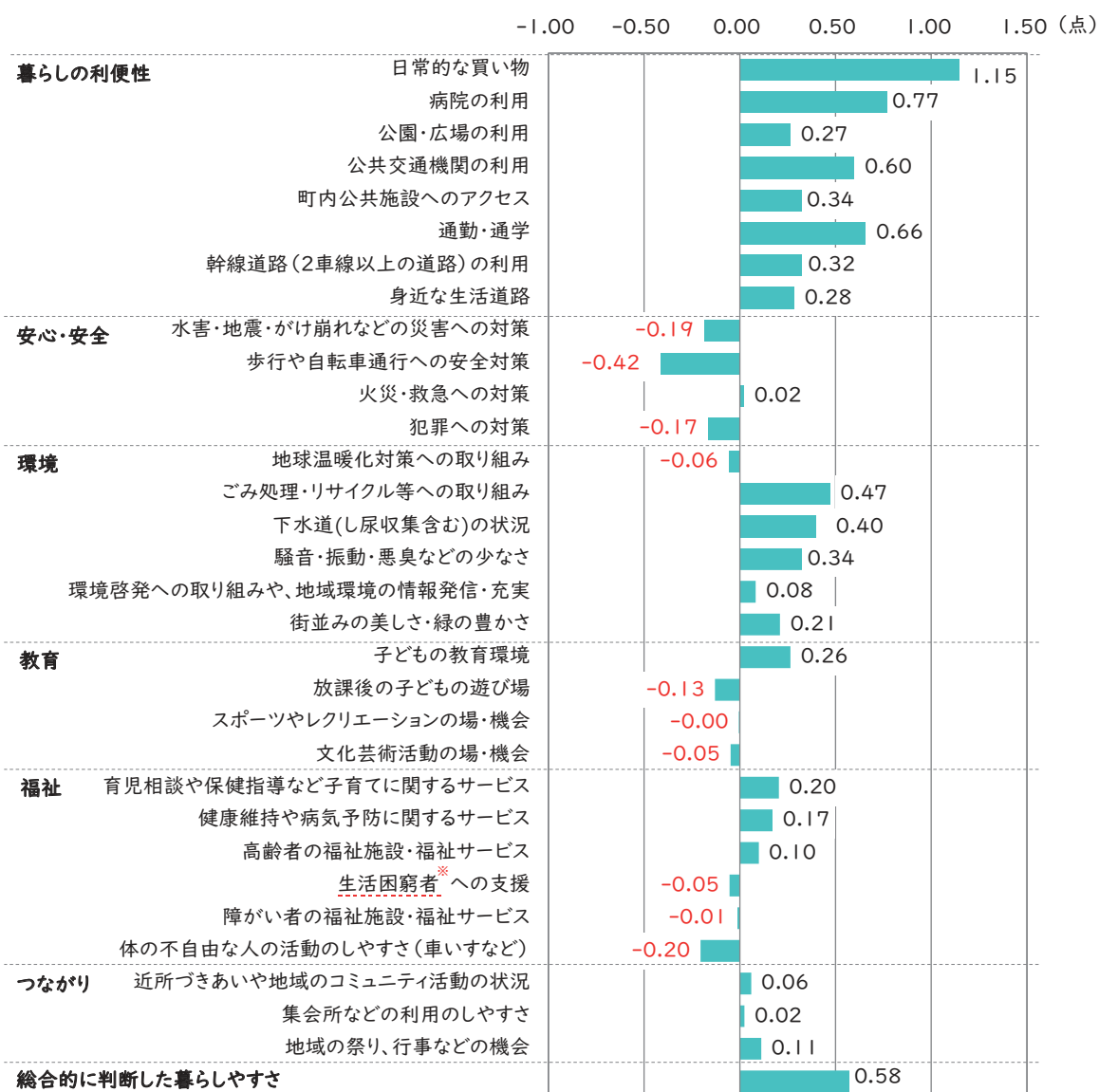


■居住する地域への評価

府中町で暮らすにあたって、居住する地域について評価していただいたところ、買い物、病院、公共交通機関、通勤・通学などの暮らしの利便性については評価が高くなっていますが、「災害への対策」、「歩行や自転車通行への安全対策」、「犯罪への対策」、「放課後の子ども遊び場」、「体の不自由な人の活動のしやすさ」などは評価が低くなっています。

【お住まいの地域について、次の項目を5段階で評価してください】（アンケートA）

満足=+2点、やや満足=+1点、普通=0点、やや不満=-1点、不満=-2点として、回答者の平均点を算出しています。

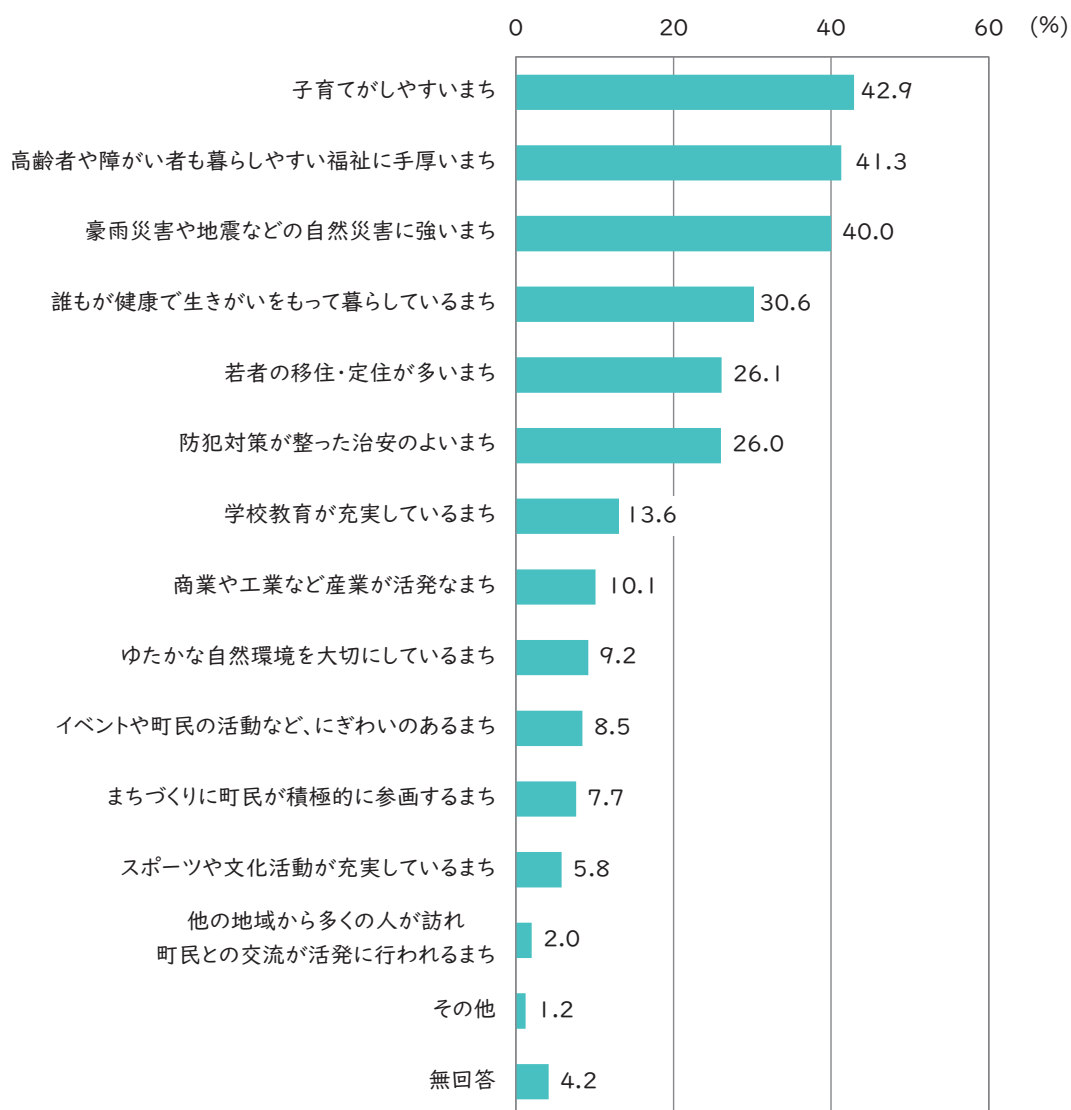


本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

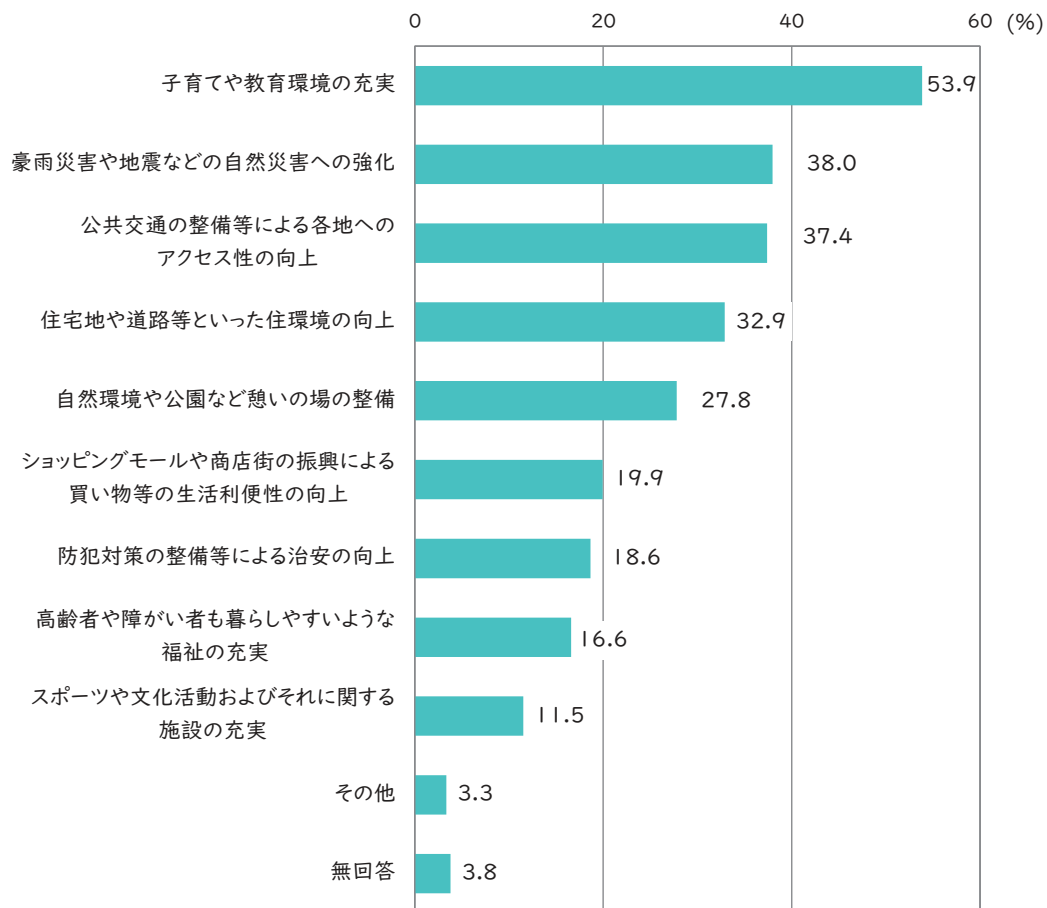
■府中町が目指していきべき将来像

府中町が目指していきべき将来像として、「子育てがしやすいまち」「高齢者や障がい者も暮らしやすい福祉に手厚いまち」「豪雨災害や地震などの自然災害に強いまち」が多く挙げられています。また、20～30代の方に向けたアンケートでは、重点的に取り組むべきだと思うものについて、「子育てや教育環境の充実」「豪雨災害や地震などの自然災害への強化」「公共交通の整備等による各地へのアクセス性の向上」が多く挙げられています。

【あなたは、今後、府中町が目指していきべき将来像として、どのようなまちになっていくのが望ましいと思いますか（3つまで選択）】（アンケートA）



【20歳代から30歳代の方にとって府中町が暮らしやすいまちとなるために、
重点的に取り組むべきだと思うもの（3つまで選択）】（アンケートB）



3-2 取り組みの成果と課題

第4次総合計画の改訂にあたっては、住民意向を反映するために実施した各種アンケートの調査結果のほか、府中町を取り巻く情勢や、これまでの取り組みの成果・課題を踏まえた「政策評価」を実施し、その内容を適切に反映させることとします。

実施した「政策評価」について、第4次総合計画における基本目標ごとに整理しました。

基本目標ごとに「政策評価」を整理



本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

基本目標1 みんなで支え合い、未来につなぐまちづくり

子育て・福祉・健康

取り組みの成果

- 災害時における要援護者対応機能を強化するために、福祉避難所※であるふれあい福祉センターの改修を行い、福祉サービスに係る環境整備を行いました。
- 生活保護世帯や生活困窮者※の自立を図るため、専門職（就労支援員）※の配置を行うなど、誰もが健康で文化的な生活を営むことができるよう支援を行いました。
- 障がい者の自立支援や社会参画の促進を図るとともに、手話通訳者の窓口配置など障がい福祉サービスの充実に努めました。
- 令和元（2019）年度に「府中町歩喫煙等の防止に関する条例」※を施行したほか、JR向洋駅前等に喫煙所を設置し、誰もが安心して気持ちよく暮らせる環境づくりを推進しました。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を強化するため、「ネウボラ※ふちゅう」を開始しました。また、朝ごはんの推進や子どもの予防的支援構築事業※といった広島県のモデル事業にも積極的に取り組み、子育て世代への重点的な支援を行いました。
- 助成事業により保育所の施設整備を推進し、町内の保育所定員を拡充することで、安心して子育てができる環境づくりを行いました。
- 放課後児童クラブ※（留守家庭児童会）の対象学年を拡充するとともに、府中南小学校では施設を増設し、児童の居場所づくりを行いました。
- 介護人材確保に向けた府中町独自の補助金を介護サービス事業者に交付したほか、シルバーワークプラザや老人福祉センターの改修を行い、高齢者福祉サービスの充実に努めました。
- 子ども医療費への助成について、通院・入院は小学生まで、入院は中学生までに対象を拡充し、医療費の負担が多く見込まれる子育て世代の負担軽減を図りました。



児童センター「ハッピーズ」（府中北交流センター）

本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

課題

- 子ども医療費や妊娠・出産・子育てに関する費用助成への住民の満足度は高くなっていますが、子育て支援については依然として住民からの要望が多く、引き続き注力する必要があります。
- 高齢化が今後も進展していくこと、住民からの要望が多いことを踏まえ、高齢者への福祉サービスの充実が必要です。また、高齢者を含めた全世代向けの健康づくりにも注力する必要があります。
- 子どもが自由に遊べる場や、体の不自由な人でも活動がしやすいといった環境づくりが求められています。



朝ごはんの推進（府中小学校）



「ネウボラふちゅう」におけるオンライン育児相談

取り組みの成果

- 小・中学校が連携して、義務教育9年間における児童・生徒の発達の段階に応じた授業改善を図ったことにより、全国学力・学習状況調査※において、小・中学校ともに全国・県内平均を大きく上回りました。
- 中学校3年生の英語検定3級以上の取得率向上へ向け、外国人指導助手※の派遣時間の拡充や、受検費用の助成等を行い、国際化に対応した教育を推進しました。
- 開かれた学校・信頼される学校を目指して、学校・家庭・地域が協働して教育する「コミュニティ・スクール」※を、全ての小・中学校に導入しました。
- スクールカウンセラー※、スクールソーシャルワーカー※を小・中学校に配置することにより、不登校児童・生徒の大幅な減少を実現しました。
- 公民館においては、生涯各期に対応した学習機会の充実を図るとともに、学習活動で得た成果をボランティア活動や地域の指導者として活かす仕組みづくりを行いました。また、図書館においては、子育てを応援する図書館として、読書活動の支援、ボランティアの育成に取り組みました。
- 府中町の歴史を語るうえで重要な文化財である下岡田遺跡※については、国の史跡指定も視野に、第11次にわたる発掘調査の状況を報告書としてまとめました。
- 全ての小・中学校において、校舎の耐震化を完了しました。また、普通教室への空調設備の設置、トイレの洋式化の推進など、学校教育環境の整備を図りました。
- 府中公民館については、歴史民俗資料館及び消防団第1分団詰所との複合施設として、改築事業に着手しました。
- 健康づくりの拠点として親しまれている揚倉山健康運動公園の利用促進のため、上段多目的広場を天然芝から人工芝に改修する事業に着手しました。



校舎の耐震化(府中中学校)

本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

課題

- 児童・生徒の志を実現していくため、キャリア教育[※]の視点に立った指導や一人一人の心に寄り添った組織的な進路指導に取り組み、信頼される学校教育の確立を更に進めていく必要があります。
- 公民館の利用者数は目標に満たない状況であり、利用者の高齢化やマンネリ化が影響していると考えられます。また、アンケート結果からも、若い年代で公民館活動への参加を希望しない人の割合が多くなっています。
- 芸術・文化活動について、文化団体の登録団体数・人数ともに減少及び高齢化する傾向であり、若い世代の所属する団体の登録や登録者数をいかに増加させていくかが課題として考えられます。



下岡田遺跡の発掘調査



外国人指導助手による授業

本文中、[※]印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

取り組みの成果

- 平成30年7月豪雨[※]を踏まえ、安心して避難できる避難所機能の強化や、災害時情報伝達機能の整備・拡充、また自主防災組織[※]の活動支援や防災教育など、防災機能の強化を図りました。
- 新型コロナウイルス感染症の国内発生に際し、個人・地域としてなすべき行動に係る国や広島県の情報を、迅速に住民へ周知するとともに、的確でタイムリーな支援策を展開しました。
- 府中町公園遊具再整備計画[※]を策定しました。また、空城山公園の大型遊具整備を行い、憩いの場の環境づくりを進めました。
- ヒューマンフェスタ[※]や講演会等の啓発活動を継続して行い、人権意識や男女共同参画意識の普及・啓発を図りました。
- 世代間交流の拠点となる府中北交流センターを整備しました。また、コミュニティ[※]施設（鶴江地区センター）の長寿命化型改修を行いました。
- 観光マップの配布やレンタサイクル事業への取り組みのほか、広島広域都市圏[※]や広島県などの媒体において観光施設のPRを行いました。また、「神武東遷」[※]に関して、ゆかりのある西日本の自治体23団体と連携し、日本遺産の認定に係る取り組みを行いました。認定には至りませんでした。
- 消防団が地域防火の中核として重要な役割を果たすよう、全ての分団詰所を新築整備（整備中含む）することで、防災力の充実・強化を図りました。
- 住民と連携しながら各種防火教育や応急手当講習を行い、防火・防災・救急事故等の対策を推進しました。
- 救急車3台に病院と繋がる画像伝送装置[※]を配備したほか、外国人の通報に対応するための多言語通訳機能システム、聴覚・言語障がい者の通報に対応するための緊急通報システムを導入して、救急体制の充実・強化を図りました。

課題

- 環境対策の分野については、単位施策の指標について未達成が続いています。低炭素・自然共生・資源循環型のまちづくりに向けて、府中町としてできることを改めて検討する必要があります。
- 自然に身近な公園の来園者数[※]は目標未達成です。地域資源を有効活用するためにも、戦略的な情報発信に注力する必要があります。
- 地域創業支援に関し、各種制度を制定しました。創業希望者等の相談件数は増加していますが、制度の利用件数は少ないため、更なる検討が必要です。
- 都市部と比較すると町内会加入率は比較的高いものがありますが、若い世代では町内会活動への参加を希望しない人の割合が多くなっています。住民と協働した防災・減災・防犯などを推進するためにも、地域コミュニティの強化を図ることが必要です。
- 近年自然災害は日本各地で大規模化、頻発化しており、また、南海トラフ巨大地震[※]発生の切迫性が高まるなど、防災行政への要求は高まっています。災害に備え、避難所機能の強化や、資機材など備蓄物資の改善・充実、官民協働での防災意識の向上、災害を正しく恐れ対策するための防災教育の推進などがより一層必要となっています。



府中北交流センター



空城山公園の大型遊具

本文中、[※]印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

取り組みの成果

- 「広島で一番『おでかけ』しやすいまち」実現のため、「府中町地域公共交通網形成計画」※を策定し、官民一体で取り組む体制を構築しました。また、交通結節拠点※への回遊性を高めるため、つばきバス運行見直しの実証運行と、公共交通不便地域※での小型車両による試験運行を実施します。
- 向洋駅周辺土地区画整理事業※に継続して取り組み、道路等の公共施設と宅地を一体的に整備することで健全な市街地の形成を図っています。また、関連する事業として、広島県が実施する広島市東部地区連続立体交差事業※についても、地元負担金の支出により事業を推進しています。
- 町内幹線道路として南小学校青崎東線の事業認可区間の整備を完了しました。その他、補助街路※や狭あい道路※等の整備のほか、優先順位を踏まえた計画的な道路・歩道の改良工事等を実施するとともに、広島県が施行する街路事業についても地元負担金の支出により事業を推進しました。
- 府中町住宅マスタープラン※及び府中町耐震改修促進計画※を策定し、住宅リフォームや耐震診断に係る費用の一部助成を行いました。また、地震発生時に倒壊する危険性のあるブロック塀の撤去等に係る費用の補助を行い、安心して暮らせる住まいづくりを推進しました。
- 町営住宅、集会所、児童センターの機能を備えた複合施設である「府中北交流センター」の整備を行いました。
- 橋りょうの長寿命化修繕のほか、損傷した道路の改修等を継続して行い、道路・水路等の計画的な維持・保全を図りました。
- 公共下水道の整備を継続して行い、公共用水域※の水質保全と快適な生活環境の向上を図りました。既に人口普及率は97%を達成しています。
- 市街地を雨水被害から守るため、雨水幹線ストックマネジメント※計画に基づき順次雨水管渠の改築更新工事を行い、雨水処理機能の維持を図っています。

課題

- 事業の見直しに伴い、広島市東部地区連続立体交差事業の進捗に遅れが生じており、それに伴い、向洋駅周辺土地区画整理事業にも遅れが生じています。また、国からの交付金の内示率が低く、計画どおりの進捗ができない事業があるほか、豪雨災害からの復旧を優先して行うことにより遅れが生じている事業もあります。
- 住民アンケートの結果では、道路に関する課題として、市街地の渋滞や、狭い道路が多いことによる歩行者等の安全確保が挙げられています。その他、公園や公共交通の充実、土地価格の高さについて、課題とする意見が多く挙がっています。



南小学校青崎東線



コミュニティバス「つばきバス」

取り組みの成果

- 総合計画に基づく長期的なまちづくりを行うにあたり、施策評価・事務事業評価※を毎年度実施することにより、進捗や課題の把握を行いました。
- 府中町 PR 大使※の活用など府中町の魅力発信を行い、住みたいまちランキング※、住みこころランキング※でともに県内上位となるなど、一定の成果が見られています。
- 町内郵便局（6局）と包括連携協定※を締結し、地域の活性化と住民サービスの向上に向けて、共同した取り組みを積極的に推進します。
- 子育て関係や救急相談センターなどのサービスにおいて、広島広域都市圏※内の自治体等と連携した事務の数は着実に増加しており、行政サービスの効率的な運営並びに質の向上を図っています。
- 第5次府中町行政改革大綱※を策定し、取り組みを進めることで、効率的・効果的な行政運営を図りました。
- 広報ふちゅうや府中町ホームページといった既存の各種媒体のほか、時代背景に合わせてコミュニティ型 Web サイト (SNS)※を活用した情報発信も取り入れています。
- 財政調整積立基金※現在高と町税の収納率は、年度間の増減はあるものの目標値を上回っており、安定的な財政運営に寄与しました。
- 地域に身近なサービス提供の場として府中南交流センター、つばき館における窓口業務を行っています。また、マイナンバーカードの交付促進及び同カードを利用したコンビニでの証明書取得についても、継続して取り組んでいます。
- 住民から信頼される笑顔の役場を目指し、組織機構改革を実施するとともに、職員の接遇向上に取り組みました。また、役場庁舎の自動ドアやエレベーター、非常用自家発電設備などを更新したほか、窓口業務の多い2階フロアのリニューアルを行い、住民が便利で利用しやすい窓口の提供を図りました。

課題

- 実際に府中町へ移り住むといった行動変容につながるよう、積極的な情報発信や、イメージ戦略が必要です。
- 観光の周遊など、広島広域都市圏内自治体等との連携により更なる効果が得られる事業がないか精査・検討し、連携に向けた提案を行う必要があります。
- SNSを活用した情報発信については、年代・ニーズに沿ったものとし、利用者の拡大を図る必要があります。更に、今後は外国人への情報発信の充実を図る必要があります。
- 平成 30 年7月豪雨[※]や新型コロナウイルス感染症に見られるように、近年大規模かつ想定し得ない事象が発生しています。それらに遭遇した場合、機動的でスピーディーな行政運営が求められますが、そのためには更なる財政基盤の安定化が必要となります。



府中南交流センター



リニューアル後の役場 2 階フロアー

本文中、[※]印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

3-3 課題等を踏まえた今後の方向性

「3-1 住民意向」に示すとおり、多くの住民が、府中町は暮らしやすく、今後も府中町に暮らし続けたいと感じています。また、「2-2 推計人口」に示すとおり、人口の推移は当初の推計を上回っており、基本理念に掲げた「住んでよかった、住んでみたい」まちの実現に向けて、概ね順調に進んでいることが考えられます。このことから、第4次総合計画の根幹部分については変更を行わず、基本構想は継続することとします。

一方、基本計画の施策部分については、これまで整理した成果や課題、府中町を取り巻く情勢等を踏まえて、以下の方向性に沿った見直しを行います。

■防災への取り組みの強化

近年、豪雨や台風などによる大きな自然災害が日本各地で発生しており、平成30年7月豪雨[※]では、府中町においても河川の氾濫や斜面の崩落など、大きな被害が発生しました。これら災害により顕在化した諸課題への対策は急務であり、また、安心・安全に係る基本的な事項として住民の要望も大きくなっています。

このことから、防災については、第4次総合計画の体系上施策として位置付けることとし、取り組みを強化します。

■人口減少・少子高齢化への対応

府中町においても、今後少子高齢化が進行し、人口が減少に転じることが予想されています。第4次総合計画では子育てや教育といった施策に注力してきたほか、平成27(2015)年に策定した「府中町まち・ひと・しごと創生総合戦略」[※]では、子育て世代が居住を選択するまちを目指して施策に取り組んできました。

人口減少対策は短期間で成果が出るものではないことから継続して取り組む必要があるとともに、子育てや教育については住民のニーズも高い分野となっていることから、引き続きこれらの分野へ注力することとします。

また、出生数の増加を目指す一方、高齢化の進行により高齢者向け施策のニーズも高まっていることから、高齢者の福祉サービスや健康づくりも進めていくこととします。

本文中、[※]印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

■新しい技術の導入

デジタル化[※]の推進は、人口減少・少子高齢化や新型コロナウイルスの感染拡大により顕在化した課題の解決や、今後の経済成長にも資するものであり、国もデジタル化への集中投資を行うことで、その環境整備を推進することとしています。

府中町においても、将来的に人口減少・少子高齢化の進行や社会経済状況の変化により税収が減少し、行政の経営資源が限られてくる可能性があります。このような状況下においても業務を効率化し最大限のサービスを提供できるよう、これまでの方法にとらわれることなく、新たな技術の導入を進めていきます。

■新しい働き方の導入

新型コロナウイルスの感染拡大により人の移動に制限が生じたことから、テレワーク[※]やリモートサービス[※]の活用など、新たなスタイルの仕事や働き方の導入が加速しました。この潮流は、感染拡大の防止にとどまらず、働き方改革[※]や業務効率化の観点からも、今後加速していくことが考えられます。

府中町においても、行政サービスの質を持続しつつ、「新たな日常」を見据えた働き方を検討し、導入していく必要があります。

平成 30 年 7 月豪雨による被害の様子



河川の氾濫(本町三丁目付近)



護岸の損壊(役場前)

4

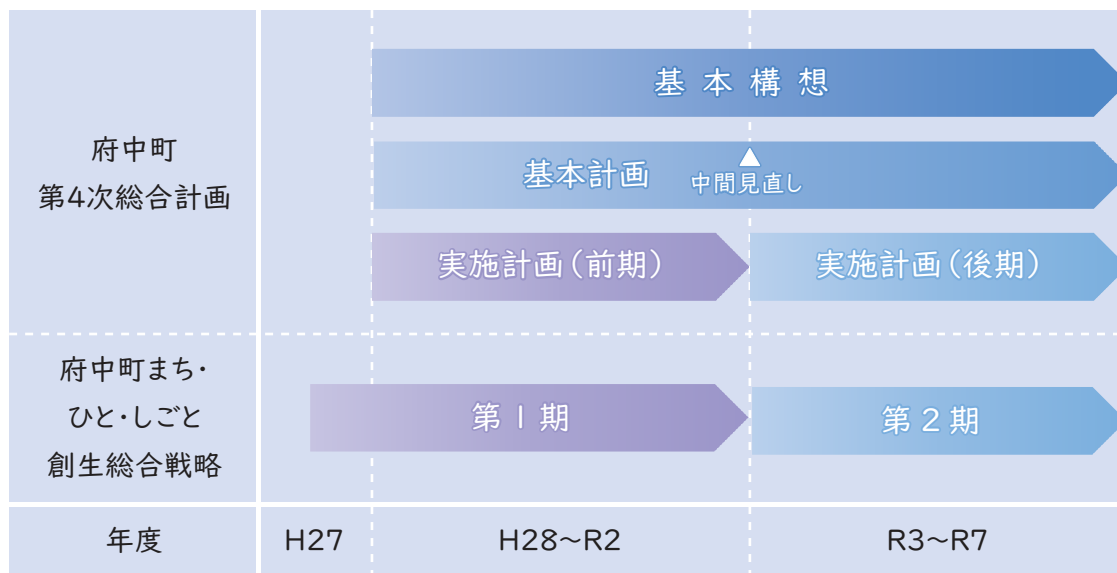
第4次総合計画の改訂方針

4-1 見直しにあたっての考え方

第4次総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画（別冊）で構成され、計画期間を10年としています（実施計画のみ計画期間は前期・後期の5年）。

前期5年間の取り組みを踏まえた中間見直しを行うにあたっては、「3-3 課題等を踏まえた今後の方向性」のとおり、まちの将来像などといった根幹部分を示す基本構想については変更を行わず、具体的施策を示す基本計画について見直しを行うこととします。

また、令和3（2021）年度から第2期計画が開始する「府中町まち・ひと・しごと創生総合戦略」^{*}については、将来的な人口減少対策といった総合計画と共通の目的を持つものであることから、この度第4次総合計画と連携して策定しました。



本文中、^{*}印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

4-2 見直しのポイント

見直しにあたっては、これまで整理した成果や課題、府中町を取り巻く情勢などを踏まえて、以下の4つの観点から行います。

○施策体系の見直し

基本構想を継続することから、基本計画の体系についても大きな変更は行わず、基本的には現状の体系を継続することとします。

ただし、防災については、平成30年7月豪雨※による災害を受けて課題が顕在化しているほか、アンケート結果においても自然災害に対する住民の関心が高まっていることから、「災害に強いまちづくり」を基本施策化し、併せて単位施策を追加することにより、取り組みを強化することとします。

○施策の方向性や指標等の見直し

第4次総合計画の前期5年間においては、「3-2 取り組みの成果と課題」で整理したとおり、様々な成果や課題が生じています。また、災害の発生や新型コロナウイルスの感染拡大など、府中町を取り巻く情勢についても変化が生じています。

基本計画について、基本的には現状の体系を継続するものの、その方向性や指標等については、これらの成果や課題などを踏まえた見直しを行うこととします。

○SDGsの関連付け

平成27(2015)年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)※は、持続可能なまちづくりという点で、第4次総合計画に掲げる基本理念にも通じる考え方となっています。そのため、各基本施策にSDGsの目指す17の目標を関連付けることとし、基本施策の取り組みがSDGsに資することを意識してまちづくりを推進します。

○先導プロジェクトと他計画の整理

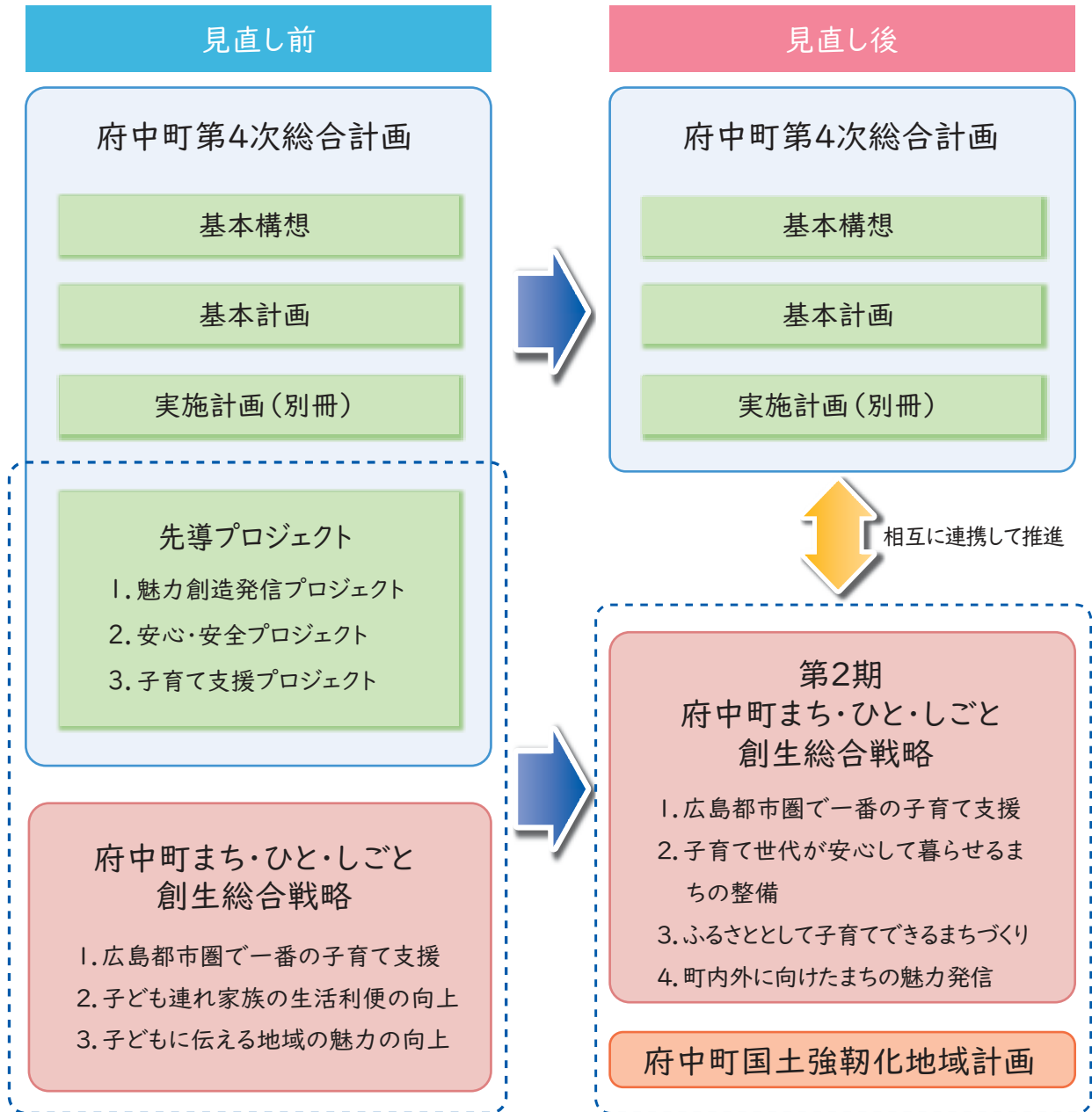
第4次総合計画では、特に優先的に取り組む必要がある単位施策を、3つの柱(魅力創造発信、安心・安全、子育て支援)からなる「先導プロジェクト」に位置付けています。一方、令和3(2021)年度からの計画期間となる「第2期府中町まち・ひと・しごと創生総合戦略」※と「府中町国土強靱化地域計画」は、安心・安全や子育て支援など目的が同一であること、第4次総合計画に掲げる施策を横断するものであることなど、先導プロジェクトと共通するものとなっています。

このことから、先導プロジェクトについては、第2期府中町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び府中町国土強靱化地域計画へ吸収のうえ展開させることとします。

(次ページの「第4次総合計画と他計画の整理イメージ」を参照)

本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

<第4次総合計画と他計画の整理イメージ>



～ 国土強靱化地域計画について ～

国土強靱化とは、あらゆる大規模自然災害等を想定し、起きてはならない最悪の事態を起こさない、強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開していくとするものです。また、国土強靱化地域計画とは、国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものです。

第2編

基本構想

- 1 計画期間と構成
- 2 まちの将来像
- 3 まちづくりの基本理念
- 4 基本目標
- 5 目標人口



1 計画期間と構成

1-1 計画の期間

計画期間は、平成 28 (2016) 年度から令和7 (2025) 年度までの 10 年間とします。

平成28年度
(2016年度)

令和7年度
(2025年度)

第4次総合計画
【10年間】

1-2 計画の構成

総合計画は、基本構想・基本計画及び実施計画で構成します。

基本構想

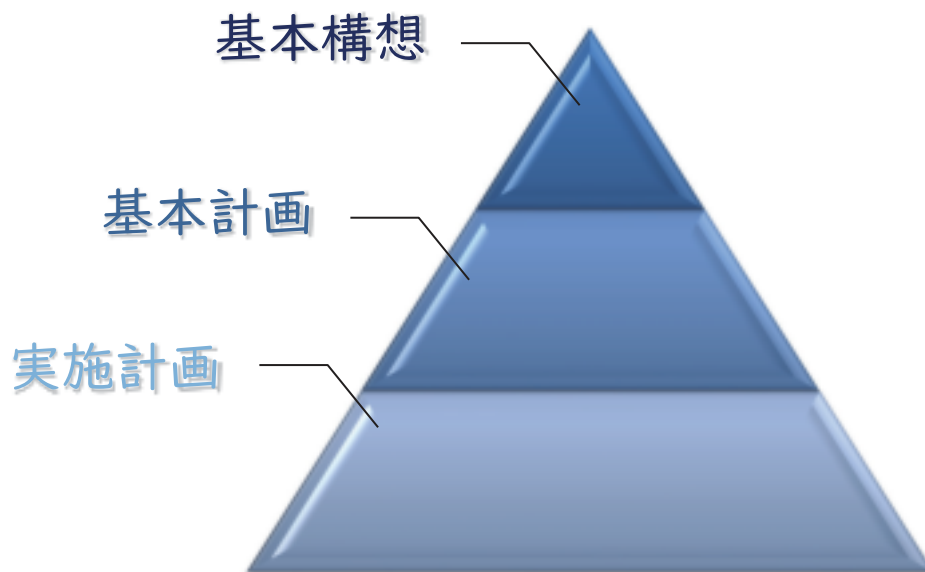
府中町の目指すべきまちの将来像とそれを実現するための基本理念・基本目標を示すものです。

基本計画

基本構想に基づく基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向と体系を示すものです。

実施計画

基本計画に基づく具体的な計画であり、施策を実現するための事業を示すものです。(別冊)



2

まちの将来像

当町は、少子高齢化、高度情報化、国際化の進展、行政課題の多様化、バブル経済の崩壊による長引く不況等の社会・経済情勢の変化といった課題に対応するため、平成13(2001)年に第3次総合計画(計画期間15年)を策定しました。

これにより、当町のもつ特性を活かしたまちづくりを進め、まとまりをもった地域社会としての性格や特性を最大限に活かし、快適で安全かつ利便性の高い都市空間を整備してきたほか、人々が互いに支え合い、愛着と誇りをもって、充実した質の高い暮らしと活動ができる魅力を備えた生活空間を創造し、あらゆる側面で「豊かな暮らし心地」が実感できる「オアシス都市」の実現を目指してきました。

第4次総合計画においても、引き続き、社会情勢の変化を踏まえながら将来を的確に展望し、自立した行政運営や地域の活性化に向けた取り組みを行うとともに、非核宣言自治体としての平和行政の推進や環境対策、人権が尊重されるまちづくりなどを進めていきます。

また、全国的な課題でもある人口減少、少子高齢化社会の進展においても、第3次総合計画に掲げた将来像「ひとがきらめき まちが輝く オアシス都市 あきふちゅう」を継承し、その実現に向けて、まちが賑わい活性化することで、誰もが住んでみたいと思う「魅力」があるまち、いつまでも安心して住み心地のよい「愛着」が持てるまち、府中町に暮らすことに「誇り」が持て自慢できる暮らしやすいまちを目指します。

将来像

ひとがきらめき まちが輝く
オアシス都市 あきふちゅう

第4次総合計画においては、次の視点から暮らしやすいまちづくりを目指し、将来像を設定します。

【第4次総合計画で目指す暮らしやすいまちづくりの視点】

- 住んでよかった、住んでみたいまちとして、府中町で暮らすことに誇りが持てる『オアシス都市』を目指す。
- 安心して子どもを産み、育んでいく環境が充実したまちとして、このまちに住んでみたい、住み続けたい『オアシス都市』を目指す。
- コンパクトなまちで自然と住宅地が近接しており、生活の利便とともに水と緑に恵まれた静かで安らぎのある『オアシス都市』を感じられるまちを目指す。

3 まちづくりの基本理念

まちの将来像である「ひとがきらめき まちが輝く オアシス都市 あきふちゅう」を実現するために、以下に示す基本コンセプトを踏まえた基本理念を設定します。

- いつまでも安心して住み心地のよい「**愛着**」が持てるまち
【府中町の良さを実感】
- 府中町に暮らすことに「**誇り**」が持て自慢できるまち
【府中町の良さを発信】
- 誰もが住んでみたいと思う「**魅力**」があるまち
【府中町の良さで人を引き寄せる】



以上の3つの言葉が、互いに機能し合い、相乗効果を生むことによって基本理念に向かいます。

基本理念

商工住のバランスを保ち、
次世代へ元気をつなげるひととまち
～住んでよかった、住んでみたいまちづくり～

【主旨】

『商工住のバランスを保ち、次世代へ元気をつなげるひととまち』とは、当町の特長である商業・工業・住宅のバランスによって創出された活力と賑わいを保ちながら、さらに質の高い住環境を目指し、人口減少社会でも“府中力”を発揮し、“ひとが元気! まちが元気!”を次世代へつないでいくものです。

“ひとが元気!まちが元気!”とは、愛着があり誇れる魅力あるまちで、人が賑わい活気に満ちあふれている姿を表します。

“府中力”とは、商工住のバランスのとれたまちづくりのエンジンとなる人(ひと)を集めるために当町が持っている魅力を総称して表したものです。

その魅力とは、安芸の国府が置かれていたことに起因する各種歴史、文化遺産、広島都市圏※内という立地環境や良好な交通アクセス網によりもたらされる利便性、また町の北東部を中心に豊かに残されている自然などがその代表としてあげられます。

～住んでよかった、住んでみたいまちづくり～とは、都市生活に必要な機能が整備されているとともに、近隣都市など、他都市に住んでいる人が「住んでみたい」と思い、現在住んでいる住民が誇りを持って「住み続けたい」と思えるまちを住民と行政が協働して築いていくことです。

本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

4 基本目標

まちの将来像・基本理念を実現するため、まちづくりの長期的な展望を視野に入れ、まちづくりの基本目標を次の5つの分野に設定します。

基本目標 1

みんなで支え合い、未来につなぐまちづくり

【子育て・福祉・健康】

- 誰もが健康で安心して暮らせる社会の実現のため、あらゆる世代がともに学び合い、地域の人々が互いに支え合って信頼を深め、誇りと愛着を持って元気に暮らせる環境整備などを推進します。
- 少子高齢化社会の中、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。

基本目標 2

学び合い、志を育むまちづくり

【教育・文化】

- 「あいさつ」「感謝」「志」をキーワードとして、知・徳・体の「基礎・基本」が身に付き、主体的に学び、社会に貢献しようという高い志を持つ子どもを育成する教育を行います。
- すべての世代が生涯を通じて学び合い、文化・芸術・歴史とふれ合うとともにスポーツに親しむ機会をつくるなど、生きがいを育み、地域文化に根ざした生涯学習が行われる環境整備などを推進します。
- 安心・安全で質の高い教育環境を確保します。

基本目標 3

誰もが安心・安全、快適に暮らせるまちづくり

【安全・環境・地域】

- 自然災害、多様化する犯罪及び火災や増加する救急需要に対し、自助・共助・公助[※]により、安全で安心して暮らすことができる体制を構築します。
- 水と緑に恵まれた美しいふるさとを守り、育てるための総合的な環境が整ったまちづくりを推進し、子どもが安心して遊べる環境づくりを構築します。
- 地域に活力があふれ、住民一人ひとりが、共に育ち、支え、伝えあって明るく住みやすいまちづくりを推進します。

本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

基本目標4

便利で活力と賑わいにあふれるまちづくり

【都市基盤・住環境】

- 若い世代からお年寄りまでが住みよいと感じられる住環境の整備を推進します。
- 住みよいまちづくりのための都市基盤と計画的な土地利用を図ることにより、活力と賑わいを創出します。

基本目標5

持続可能なまちづくり

【自治・行政】

- まちの特色を活かした独自性あるまちづくりを実現し、住民一人ひとりが「住んでよかった」又「住んでみたい」と魅力を感じるまちづくりを推進します。
- 安定した財政基盤のもと、住民満足度の高い自治体経営を行います。



高尾山からの眺望

5 目標人口

当町は、平成2(1990)年の国勢調査で人口5万人を突破して以来、現在も5万人規模を維持し、令和2(2020)年4月の住民基本台帳では、52,047人となっています。

第4次総合計画策定時、計画期間の最終年である令和7(2025)年に、当町の人口は50,956人まで減少するという推計でしたが、令和2(2020)年時点での算定では、51,589人まで持ち直しています。(第1編「序論」の2-2に示す推計人口)

このような状況下、当町の特性を活かしたまちづくりを積極的に展開し、『商工住のバランスを保ち、次世代へ元気をつなげるひととまち』の実現に向け、次の目標人口を設定します。

目標人口

計画の目標年次である令和7(2025)年の目標人口は、人口減少社会を克服し、53,000人と設定します。

令和7年

目標人口

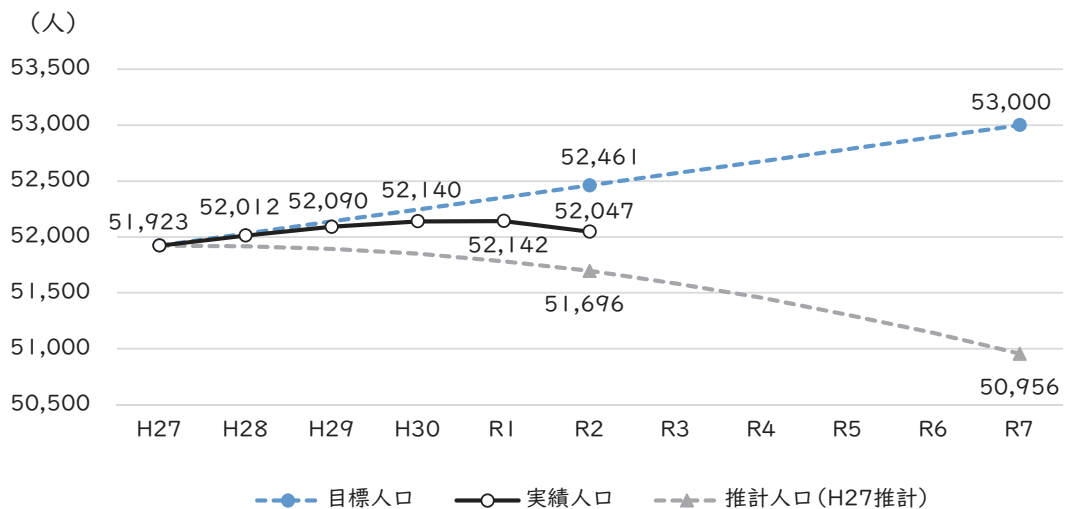
53,000 人

人口フレーム

	平成13年	平成27年	令和2年	令和7年
人口	51,195人	51,923人	52,047人	53,000人
世帯数	20,286世帯	22,332世帯	23,032世帯	23,246世帯

- ・平成13(2001)年は、住民基本台帳及び外国人登録法に基づき登録された数。
- ・平成27(2015)年、令和2(2020)年は、住民基本台帳(外国人を含む)に登録された数。
- ・令和7(2025)年は、目標人口。

目標人口に向けたこれまでの進捗状況は、以下のとおりとなっています。



第3編

基本計画

- 1 施策の大綱
- 2 基本施策・単位施策
- 3 SDGsとの関連



7 施策の大綱

まちの将来像を実現するため、施策の大綱を次のとおりとし、施策の進捗や達成度を明確にするため、施策ごとに達成度を測る指標を設定しています。

基本目標1 みんなで支え合い、未来につなぐまちづくり 【子育て・福祉・健康】

基本施策11 地域で共に支え合う福祉の充実

単位施策

- 111 生活支援の充実
- 112 障がい者福祉の充実

基本施策12 地域連携による生涯を通じた健康づくりの推進

単位施策

- 121 ライフステージに応じた健康づくりの支援

基本施策13 多世代連携による子育て支援の充実

単位施策

- 131 子育て世代への重点支援
- 132 子育て環境の確保

基本施策14 高齢者が生きがいを持って暮らせるまちづくり

単位施策

- 141 高齢者福祉の充実

基本目標2 学び合い、志を育むまちづくり 【教育・文化】

基本施策21 「志」の教育 信頼される学校教育の確立

単位施策

- 211 志を持ち未来へ挑戦する児童生徒の育成
- 212 学校・家庭・地域が協働した児童生徒の教育の推進
- 213 児童生徒一人一人の自立を目指した就学支援の充実

基本施策22 学び合い生きがいを育む社会教育の充実

単位施策

- 221 生涯各期に応じた学習機会の充実
- 222 芸術・文化の普及・振興
- 223 スポーツの振興

基本施策23 安心・安全で質の高い教育環境の整備

単位施策

- 231 教育施設・設備の充実

基本目標3 誰もが安心・安全、快適に暮らせるまちづくり 【安全・環境・地域】

基本施策31 災害に強いまちづくり

単位施策

- 311 住民と行政が連携した防災の推進
- 312 防災体制の充実・強化
- 313 市街地の浸水対策

基本施策32 総合的な環境対策の推進

単位施策

- 321 低炭素型のまちづくりの推進
- 322 自然と共生する快適環境の推進
- 323 資源循環による環境負荷の低減
- 324 協働型環境づくりの推進

基本施策33 地域協働・産業活性化・安心安全のまちづくり

単位施策

- 331 人権の尊重と男女共同参画社会の推進
- 332 地域の活性化
- 333 地域安全活動の推進

基本施策34 暮らしを守る消防体制づくりの推進

単位施策

- 341 火災予防体制の充実・強化
- 342 消防体制の充実・強化
- 343 救急体制の充実・強化

基本目標4 便利で活力と賑わいにあふれるまちづくり 【都市基盤・住環境】

基本施策41 計画的な都市整備の推進

単位施策

- 411 計画的な土地利用の誘導
- 412 都市施設の整備
- 413 住環境の向上
- 414 生活環境の向上

基本施策42 社会資本の安定的な供給

単位施策

- 421 インフラ資産の計画的な維持・保全

基本施策43 活力あるまちづくりを支える公共財産の有効活用

単位施策

- 431 公共施設の適切な財産管理

基本目標5 持続可能なまちづくり

【自治・行政】

基本施策51**総合的なまちづくりの推進**

単位施策

- 511 戦略的なまちづくりの推進
- 512 自治の体制強化
- 513 平和行政の展開
- 514 まちの魅力発信

基本施策52**自治を支える安定した行財政運営**

単位施策

- 521 持続可能な行財政運営

基本施策53**住民に便利な行政サービスの提供**

単位施策

- 531 多様な行政サービスの提供

基本施策54**自治を支える人材育成**

単位施策

- 541 職員の総合的な能力開発と新たな働き方の推進

基本目標

1

—子育て・福祉・健康—

みんなで支え合い、未来につなぐまちづくり

基本施策

単位施策

11 地域で共に支え合う福祉の充実

111 生活支援の充実

112 障がい者福祉の充実

12 地域連携による生涯を通じた健康づくりの推進

121 ライフステージに応じた健康づくりの支援

13 多世代連携による子育て支援の充実

131 子育て世代への重点支援

132 子育て環境の確保

14 高齢者が生きがいを持って暮らせるまちづくり

141 高齢者福祉の充実

基本施策 11 地域で共に支え合う福祉の充実

基本施策の目的と方向性

- 人口減少社会においても誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるため、人と人とのつながりを大切にするとともに、地域全体で支え合い、誰もが健康で文化的な生活が営めるよう、地域福祉の充実を図ります。
- 障がい者が能力や適性に応じて自立した日常生活を送ることができる地域社会を目指すため、障がい者福祉の充実を図ります。



単位施策の方向性

◆単位施策 111 生活支援の充実

- 生活保護世帯に対して、各種の福祉施策の提供により、被保護者の自立を図ります。
- 生活困窮者*に対し、就労支援等を早期に行うことにより、福祉の充実を図ります。
- 誰もが安心して暮らし続けることができるよう、生活支援の充実に努めます。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
就労による自立者の数	8人	14人	16人

◆単位施策 112 障がい者福祉の充実

- 障がい者の自立支援や社会参画の促進、障がい者と暮らす家族に対する支援を継続的に行います。
- 住民の障がい及び障がい者に対する理解や認識を深め、人権尊重の意識を醸成するため、障がい者の理解促進につながる分かりやすい啓発・広報活動を推進します。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
就労支援事業の利用者数	75人	145人	157人

本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

基本施策 12 地域連携による生涯を通じた健康づくりの推進

基本施策の目的と方向性

- 健康長寿を実現するため、疾病予防のための環境づくり、普及啓発に取り組むとともに、地域ぐるみで支え合う仕組みを築くなど、連携の輪を広げ、健康づくりを推進します。
- 安心して産み育て、乳幼児の健やかな心身を育むため、親子の健康づくりを推進するとともに、地域連携による支援を行います。



単位施策の方向性

◆単位施策 121 ライフステージに応じた健康づくりの支援

- 笑顔があふれ、健康で生きがいをもって過ごせるよう、高齢者の社会参加を推進します。
- 乳児期から高齢期までの生涯にわたり、口腔疾病※の予防を図るとともに、生活習慣病※の予防に取り組みます。
- 「第2次府中町健康増進計画・食育推進計画」※に沿って、すべての世代において、心と体の健康づくりの充実を図るため、住民、関係団体・機関と連携を図りながら、より良く生きるライフスタイルを推進します。
- 妊娠・出産・育児を通じた乳幼児の発育・発達の早期支援や相談体制の充実を図ります。
- 国民健康保険制度の周知及び医療費の適正化に向けた啓発を推進します。
- 住民・関係団体・行政等が連携・協働して、自殺対策を推進します。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
<u>健康だと感じる人の割合</u> ※	77.0%	53.3%	79.0%

本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

基本施策 13 多世代連携による子育て支援の充実

基本施策の目的と方向性

- 子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、子どもの成長と子育てを社会全体で支援し、子育て中の人やこれから子育てをしようとする人たちが、安心して子どもを産み育て、子育てに夢や喜びを感じることができ、子育て世代に選ばれるまちづくりを推進します。



単位施策の方向性

◆単位施策 131 子育て世代への重点支援

- ネウボラ※ふちゅうを拠点とし、妊娠・出産・育児の切れ目なく幅広い支援を行います。
- 配慮を必要とする子育て家庭に対し相談等の支援を行うほか、様々なりスクを抱える子どもたちに、AIを活用した最適な予防的支援を行います。
- 経済的負担が大きい子育て世代などに対して、各種支援・給付制度により、負担軽減を図ります。
- 児童の居場所づくり等、児童健全育成対策の充実を図り、子どもの生きる力を育む環境づくりを行います。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
<u>子育てしやすさ</u> ※	93.0%	97.0%	97.0%

◆単位施策 132 子育て環境の確保

- 安心して子育てできるよう、親子で過ごせ、情報交換できる交流の場を確保するなど、子育て家庭を支援する環境づくりを行います。
- 子育て支援メニューを充実させ、仕事と子育ての両立等を支援する環境づくりに取り組みます。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
<u>待機児童</u> ※数	0人	4人	0人

本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

基本施策 14

高齢者が生きがいを持って暮らせるまちづくり

基本施策の目的と方向性

- 高齢者が地域社会の一員として尊重された暮らしを営むために、様々な分野で活躍し生きがいを持つとともに、住み慣れた地域で互いに支え合い安心して元気に暮らせるまちづくりを推進します。



単位施策の方向性

◆単位施策 141 高齢者福祉の充実

- 高齢者が様々な分野で生きがいを感じられるよう、高齢者の社会参加や元気づくりにつながる取り組みを支援します。
- 保健・医療・福祉が連携して高齢者を支えるため、高齢者福祉サービスの充実を図ります。
- 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民、民間団体、行政機関などが一体となった支援の輪を広げます。
- 高齢者ができるだけ介護を必要としない生活を送り、いつまでも元気に暮らせるよう、介護予防事業[※]の充実を図ります。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
<u>元気な高齢者の割合</u> [※]	73.9%	78.0%	80.0%



本文中、[※]印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

基本目標

2

—教育・文化—

学び合い、志を育むまちづくり

基本施策

単位施策

21 「志」の教育 信頼される
学校教育の確立

211 志を持ち未来へ挑戦する児童
生徒の育成

212 学校・家庭・地域が協働した児童
生徒の教育の推進

213 児童生徒一人一人の自立を
目指した就学支援の充実

22 学び合い生きがいを育む
社会教育の充実

221 生涯各期に応じた学習機会の
充実

222 芸術・文化の普及・振興

223 スポーツの振興

23 安心・安全で質の高い
教育環境の整備

231 教育施設・設備の充実

基本施策 21 「志」の教育 信頼される学校教育の確立

基本施策の目的と方向性

- これまで育まれてきた「生きる力」や、その中で重視されてきた「知・徳・体」の育成の現代的な意義を改めて捉え直し、夢や志を持って可能性に挑戦するために必要な力を確実に育む取組を推進し、学校・家庭・地域が協働して教育する仕組みづくりを推進します。
また、学校改善に取り組むと同時に、校種間連携・地域連携を図りながら、信頼される学校教育を確立し、「あいさつ」「感謝」をベースとした「志」の教育を推進します。



単位施策の方向性

◆単位施策 211 志を持ち未来へ挑戦する児童生徒の育成

- 社会の中で自己実現するために、自分を大切に、夢や志を持って挑戦し、学び続ける力を持つ児童生徒を育成します。
- 「志」の実現に必要な資質・能力を育成するため、主体的・対話的で深い学びを推進し、確かな学力を育成します。また、学校図書館の充実による、児童生徒の自主的・主体的な学習を推進します。
- 「あいさつ」「感謝」をベースに思いやりの心や感動する心等を育成するとともに、自らの身体を知り、課題の解決に取り組もうとする意欲・実践力を養い、豊かな心とたくましい身体を育成します。
- 国際化に対応した教育を推進し、外国語によるコミュニケーション能力の向上・定着を図るとともに、広い視野を持ち他者と協働する能力を持ったグローバルな社会に挑戦する児童生徒を育成します。
- 情報化に対応した教育を推進し、ICT(情報通信技術)[※]の効果的な活用によって、授業の質の向上を図り、学びの多様化により、主体的・協働的に学ぶ児童生徒を育成します。

本文中、[※]印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
全国学力・学習状況調査※の教科に関する調査の結果 (県平均を上回るポイント数)	小学校 2.4ポイント 中学校 3.6ポイント	小学校 5.0ポイント 中学校 3.3ポイント	小学校 5.0ポイント 中学校 3.0ポイント
「将来の夢や目標はかなうと思う」と答える児童生徒の割合※	小学校 80.6% 中学校 69.7%	小学校 82.2% 中学校 69.2%	小学校 85.0% 中学校 72.0%
全国学力・学習状況調査の正答率30%未満の児童生徒の割合	—	小学校 5.4% 中学校 8.0%	小学校 2.0%以下 中学校 4.0%以下

◆単位施策 212 学校・家庭・地域が協働した児童生徒の教育の推進

- 開かれた学校・信頼される学校を目指して、学校・家庭・地域の協働により「コミュニティ・スクール」※の活性化を図り、学校も地域も子どもも元気になる「地域とともにある学校」を目指します。
- 学校現場の業務改善及び教職員の資質向上を推進するとともに、教育委員会と学校が連携・協力・情報共有を緊密に行う体制を確立し、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備に取り組みます。また、外部人材との連携を推進するとともに、教諭以外の多様な職員が専門性を発揮して、子ども達を指導・支援する「チーム学校」に取り組みます。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
「子どもと向き合う時間が確保されている」と感じる教員の割合※	—	小学校 85.8% 中学校 83.3%	小学校 90.0% 中学校 90.0%

◆単位施策 213 児童生徒一人一人の自立を目指した就学支援の充実

- 多様なニーズに対応した教育機会を提供し、児童生徒一人一人の自立を目指した就学支援の充実を図ります。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
「授業がよく分かる」と答える児童生徒の割合※	小学校 84.1% 中学校 71.2%	小学校 85.5% 中学校 72.1%	小学校 87.0% 中学校 77.0%

基本施策 22

学び合い生きがいを育む社会教育の充実

基本施策の目的と方向性

- 人生 100 年を見据えたライフサイクルの中で、全ての人が生涯を通じて学び続け、学んだことを活かした活躍ができるよう、いつでも、どこでも、何度でも学べる環境を整え、社会教育施設を中心に、ボランティア団体等との連携・協力を図りながら、「学び合い 生きがいを育む」社会教育の充実を図ります。



単位施策の方向性

◆単位施策 221 生涯各期に応じた学習機会の充実

- 生涯各期に応じた学習機会を提供するとともに、学習活動で得た成果をボランティア活動や地域の指導者として活かす仕組みづくりを目指します。
- 家庭教育を支援する学習プログラム講座を開催するスタッフの養成、核となるリーダーの育成を行うとともに、公民館を中心として学習・交流機会を提供します。
- 情報拠点としての図書館活動を推進し、幼児期からの読書活動の定着による子育て支援を行うとともに、ボランティアの育成や交流を通じてボランティア活動の活性化を図ります。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
生涯学習活動数	1,053 件	1,183 件	1,400 件

◆単位施策 222 芸術・文化の普及・振興

- 様々な文化に触れるためのイベント等を開催するとともに、文化団体相互の連携を推進し、発表機会の提供や活動の支援を通じて、芸術・文化活動を推進します。
- 文化財の保存と活用を推進するとともに、府中町の歴史・文化・自然について学習する機会の提供と支援を行います。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
芸術文化イベント参加者及び活動者数	427 人	428 人	510 人

◆単位施策 223 スポーツの振興

- スポーツを身近に感じ、スポーツを通じた交流による地域力の向上を図るため、地域のスポーツの取り組みを支援します。
- 健康推進部門との連携による健康増進のためのスポーツの推進や、幼児期からの身体を動かす遊びの充実等によるスポーツ参画人口の拡大を目指します。
- 競技団体やスポーツ団体への支援、指導者の養成等により、競技力の向上を推進します。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
社会体育施設利用者数	397,583人	342,546人	400,000人



基本施策 23

安心・安全で質の高い教育環境の整備

基本施策の目的と方向性

- 生涯にわたり学ぶ力を養うため、多様な学習活動に対応した機能的で質の高い教育環境の整備・充実に取り組むとともに、安心して学べる施設・設備の改善・充実に努めます。



単位施策の方向性

◆単位施策 231 教育施設・設備の充実

- 学校・社会教育施設等の計画的な維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。
- 多様な学習活動に対応した教育環境の整備、安心・安全で質の高い学校施設等の施設・設備の充実に努めます。
- 社会の変化に応じた学習機会を提供するため、社会教育施設の充実に努めます。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
施策(事務事業総括)進捗率※	—	—	100%



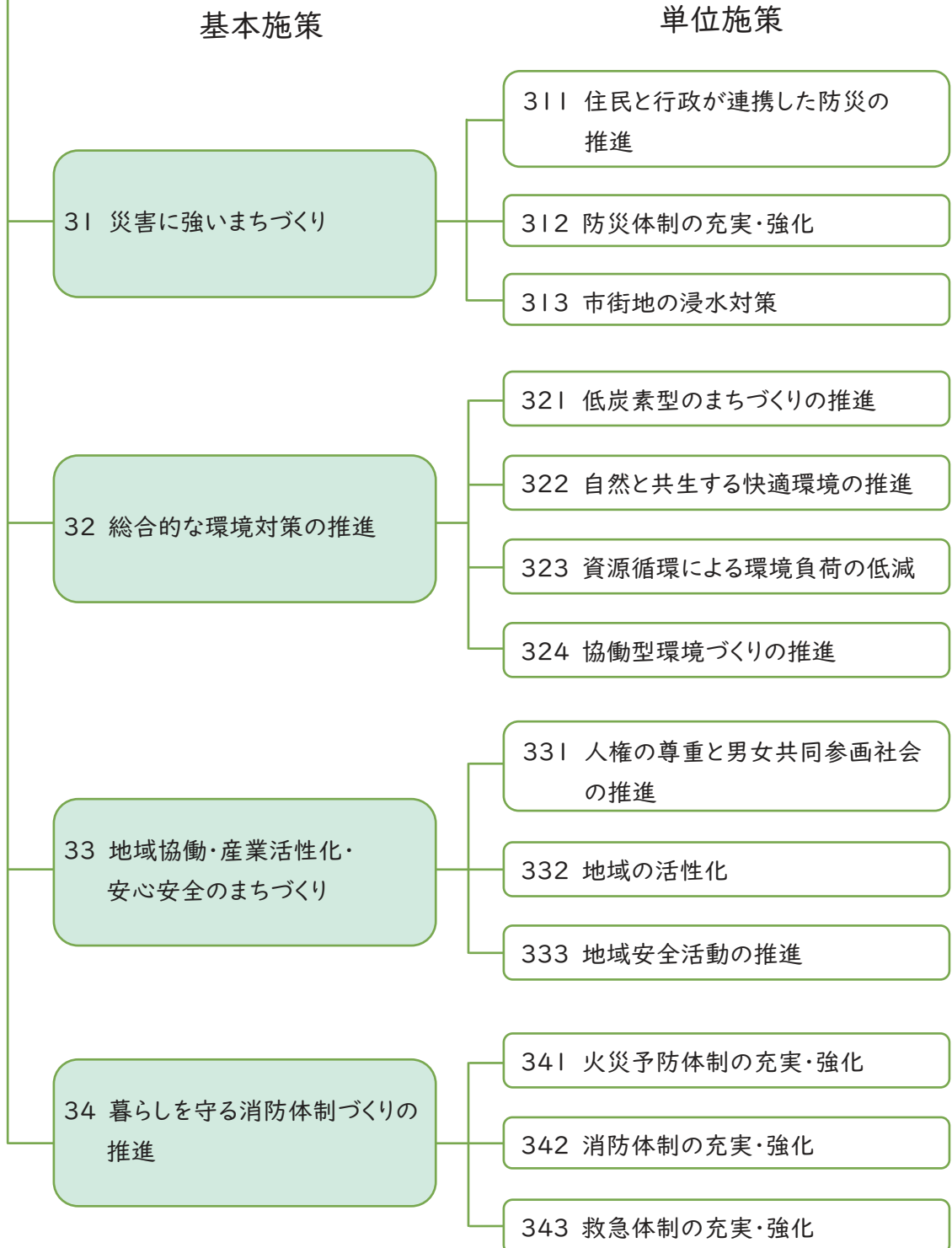
本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

基本目標

3

—安全・環境・地域—

誰もが安心・安全、快適に暮らせるまちづくり



基本施策 31

災害に強いまちづくり

基本施策の目的と方向性

- 近年、豪雨や地震など日本各地で多発している自然災害や、今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震※における防災・減災を目指し、地域の強靱化を進めるとともに、住民・関係機関・行政が協働・連携し、地域防災力の向上を図ります。また、新型コロナウイルス感染症など、人命や生活を脅かす感染症に対しては、まん延防止対策の徹底により安全な生活環境を守ります。



単位施策の方向性

◆単位施策 311 住民と行政が連携した防災の推進

- 災害への対応能力向上と住民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織※の育成支援を行い、住民と行政が連携した防災の仕組みづくり等を推進します。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
自主防災組織の組織率	95.5%	95.5%	100%

◆単位施策 312 防災体制の充実・強化

- 迅速かつ正確な情報収集・伝達体制の構築を図ります。
- 避難施設の機能強化や備蓄物資の改善・充実を進めます。
- 被災後において、適時適切な住民等の支援に努めます。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
避難所敷地内備蓄倉庫整備数(累計)	—	0箇所	10箇所

本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

◆単位施策 313 市街地の浸水対策

- 市街地を雨水被害から守るため、浸水対策を推進します。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
浸水被害対象家屋数※	0戸	0戸	0戸

施策分野や事業主体が異なる防災・減災の取り組みについて

建築物や道路など耐震化・長寿命化といった「強靱化」に資する取り組みは、他の施策にも幅広く含まれています。また、榎川、府中大川、及び八幡川といった一級河川の災害対策や、砂防・治水施設整備等については、広島県が実施主体となっています。

このように、施設の用途や規模などにより事業主体が多岐にわたりますが、第4次総合計画と相互に連携する計画である「府中町国土強靱化地域計画」では、多様な主体との役割分担・連携・協力による取り組みも含め計画に位置付けます。



本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

基本施策の目的と方向性

- 商工住のバランスがとれたまち並みや、水や緑などの自然資源の豊かな環境を次世代へ継承し、「環境」「経済」「社会」が相互に関連しつつ、環境負荷の低減を図り、低炭素・資源循環・自然共生型のまちづくりの実現に向けて総合的かつ計画的に取り組んでいきます。



単位施策の方向性

◆単位施策 321 低炭素型のまちづくりの推進

- まち全体として温室効果ガス※を削減させる低炭素型の社会※システムづくりを推進します。
- 二酸化炭素吸収源の一翼を担う森林の適正な管理を行い、自然環境の保全を図ります。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
森林の間伐面積	13.8ha	17.8ha	25.3ha

◆単位施策 322 自然と共生する快適環境の推進

- 自然とふれあえる場や、緑化の推進を図ります。
- 自然と身近に共生できる環境を確保するため、水辺を保全・活用し、四季を通じた憩いと心の環境づくりを推進します。
- 良好な空気・水・土壌が確保されるよう、関係機関と連携した取り組みを行います。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
水分峡森林公園の来園者数	95,700人	41,267人	120,000人

本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

◆単位施策 323 資源循環による環境負荷の低減

- ごみを適正に処理するため、分別・収集・処分までの効率的な仕組みづくりを推進します。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
家庭系普通ごみの分別率	—	74.4%	85.3%
事業系普通ごみの分別率	—	60.3%	75.3%

◆単位施策 324 協働型環境づくりの推進

- 環境に配慮したライフスタイル、ワークスタイルの啓発を行います。
- 誰もが環境に配慮した行動を実践できるシステムづくりを推進します。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
協働連携により取り組む環境づくりの活動数	40回	63回	100回



基本施策の目的と方向性

- 誰もが地域活動に参加し明るく暮らせるよう、人権の尊重と男女共同参画社会※に取り組み、住民と連携・協働によるまちづくりを推進します。
- 雇用拡大に向け、地域産業の発展を支援します。
- 地域住民と連携しながら防犯・交通安全などの安心安全なまちづくりを総合的に推進します。



単位施策の方向性

◆単位施策 331 人権の尊重と男女共同参画社会の推進

- 社会全体で差別や偏見をなくすために、人権意識の普及・啓発を行い、住民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを推進します。
- 男女が互いの人権を尊重し対等なパートナーとして協力し合い、家庭・地域・職場など社会のあらゆる分野で男女がともに自分の意思で参画し、ともに育ち、支え、伝え合える場所をつくることで、男女共同参画社会の実現ができるよう普及・啓発を推進します。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
普及啓発活動参加者数	4,081人	4,218人	4,500人

◆単位施策 332 地域の活性化

- 地域住民の交流、活動、コミュニティ※の場を提供するとともに、住民と行政との連携・協働によるまちづくりを推進します。
- 町内企業の支援を行うとともに、その魅力を積極的に発信していきます。
- 観光資源の有効活用を推進します。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
町内会加入率	79.7%	73.3%	73.3%

本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

◆単位施策 333 地域安全活動の推進

- 地域活動団体と連携し、犯罪の起こりにくい環境を形成します。
- 交通弱者[※]の交通安全対策の推進に取り組みます。
- 消費者の安全で安心な消費生活の実現のため、消費者行政を推進します。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
人口千人あたりの犯罪件数	6.7件	5.5件	5.0件以下



本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

基本施策 34 暮らしを守る消防体制づくりの推進

基本施策の目的と方向性

- 多発する様々な災害に備えるとともに、火災を予防し、住民と連携しながら、防火・防災・救急事故等の対策を総合的に推進します。



単位施策の方向性

◆単位施策 341 火災予防体制の充実・強化

- 地域と連携して火災予防の普及を図り、地域全体の防火力を高めます。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
火災件数	15件	11件	10件以下

◆単位施策 342 消防体制の充実・強化

- 住民の安心安全なまちを守るために、消防団が地域防火の中核として重要な役割を果たすよう、防災力の充実・強化を図ります。
- 消防施設設備の計画的な整備を図り、消防・防災力の充実・強化を図ります。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
消防団訓練活動回数	12回	16回	18回

◆単位施策 343 救急体制の充実・強化

- 救急出動件数の増加に対応するため、救急体制の再構築を図り、救急隊員の専門的知識の習得や技能を向上させるとともに住民一人ひとりの救急力を高めるなど、救急体制の充実・強化を図ります。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
応急手当講習の参加者数	5,000人	8,716人	11,000人

基本目標

4

—都市基盤・住環境—

便利で活力と賑わいにあふれるまちづくり

基本施策

単位施策

41 計画的な都市整備の推進

411 計画的な土地利用の誘導

412 都市施設の整備

413 住環境の向上

414 生活環境の向上

42 社会資本の安定的な供給

421 インフラ資産の計画的な維持・保全

43 活力あるまちづくりを支える
公共財産の有効活用

431 公共施設の適切な財産管理

基本施策 41 計画的な都市整備の推進

基本施策の目的と方向性

- 誰もが暮らしやすい都市空間の形成を計画的に推進することで、快適で活力と賑わいにあふれるまちを目指します。



単位施策の方向性

◆単位施策 411 計画的な土地利用の誘導

- 計画的な土地利用を誘導することで、人口減少社会においてもまちの活力や生活利便の失われることのない持続可能なまちを次世代へ継承します。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
市街化区域 [※] 内で都市的土地利用 [※] されている土地面積の割合	—	90.2%	91.2%

◆単位施策 412 都市施設の整備

- JR向洋駅周辺の幹線道路を整備することで、交通結節機能[※]の強化を図り、拠点地区として新たな活力や賑わいを創出します。
- 幹線道路を補完する生活道路を整備することで、密集市街地の改善や、安全な歩行者空間等を確保し、暮らしやすい都市空間を創出します。
- 子どもが安心して遊べる公園や、超高齢社会[※]に向けた世代間交流が図れる健康的なコミュニケーション空間等の創出を推進します。
- 道路や公共施設等のバリアフリー化[※]を推進し、移動空間等の質の向上を図ります。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
都市計画道路 [※] の整備率	67.0%	68.5%	72.1%
幅員4m未満の町道延長割合	32.9%	32.5%	31.9%以下
公園の面積	83.6ha	83.8ha	84.0ha

本文中、[※]印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

◆単位施策 413 住環境の向上

- ゆとりある住まいづくり、安心して暮らせる住まいづくり、快適に暮らせる住まいづくりを実感できる住まいづくりを実現するため、住宅施策を推進します。
- 公営住宅を適切に配置することにより、住宅困窮者[※]の住みよい環境づくりを進めます。
- 年齢や地域に格差なく日常生活において誰もが自由に安心して「おでかけ」できる地域公共交通ネットワークを構築します。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
実施計画期間中の新設住宅着工戸数(累計)	—	—	2,000戸

◆単位施策 414 生活環境の向上

- 公共下水道を整備促進し、公共用水域[※]の水質保全と快適な生活環境の向上を図ります。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
<u>公共下水道人口普及率</u> [※]	89.4%	98.1%	99.5%



本文中、[※]印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

基本施策 42

社会資本の安定的な供給

基本施策の目的と方向性

- 都市施設の計画的な維持・保全を図ります。



単位施策の方向性

◆ 単位施策 421 インフラ資産の計画的な維持・保全

- 道路、橋りょう、公園、河川等の計画的な維持・保全、延命化を図ります。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
実施計画期間中の修繕実施 橋りょう数(累計)	—	—	12橋
実施計画期間中の修繕実施 道路延長(累計)	—	—	4,000m



基本施策 43 活力あるまちづくりを支える公共財産の有効活用

基本施策の目的と方向性

- まちの活力や賑わいを支えるために、公共施設の施設カルテを作成し、建築物の劣化度を把握することで、計画的な維持・保全を図ります。



単位施策の方向性

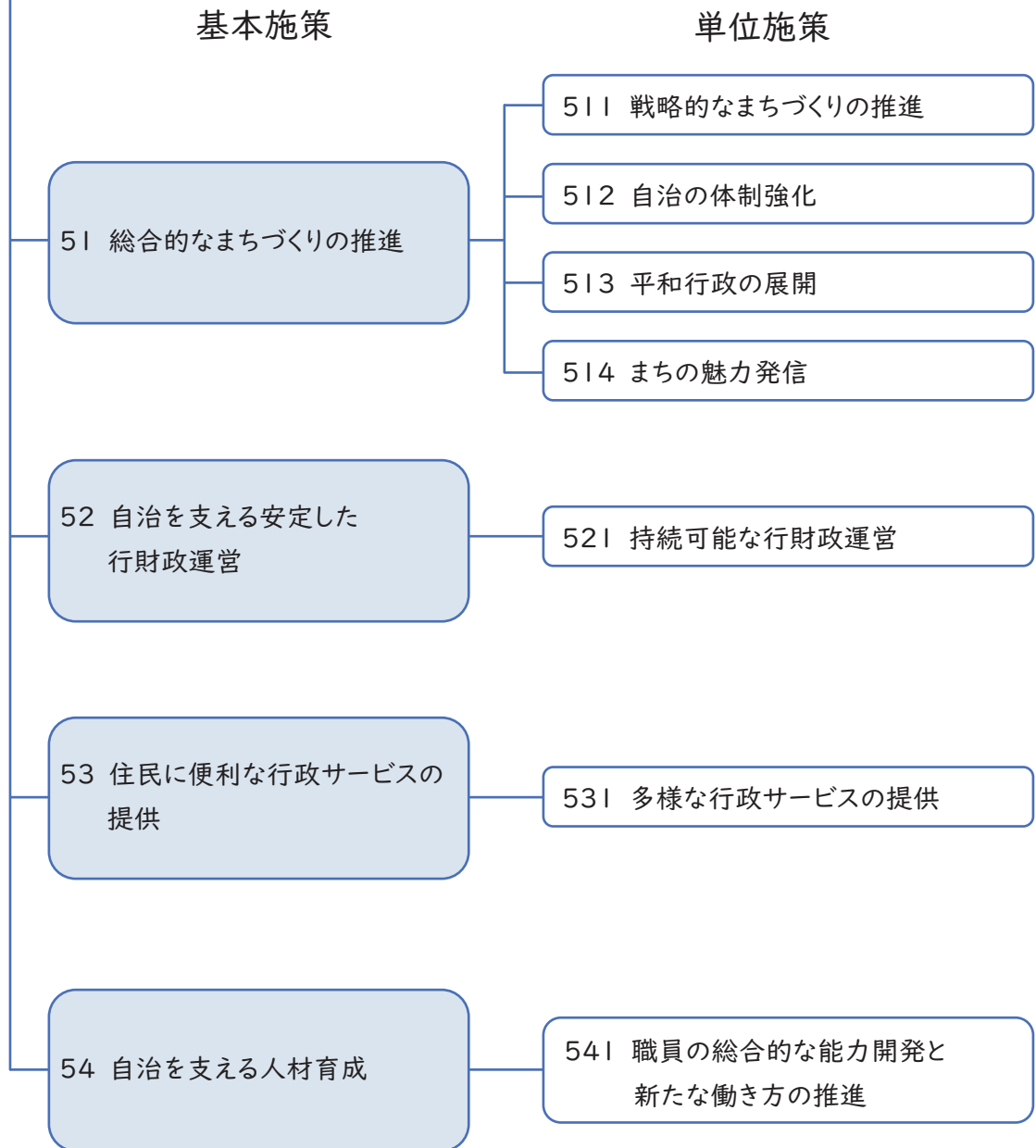
◆ 単位施策 431 公共施設の適切な財産管理

- 公共施設の定期的な点検を実施するとともに、適切な維持・保全を行い、住民サービスの向上を図ります。
- 公共施設の有効な活用方法を研究・検討し、その可能性を探求します。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
実施計画期間中の改修実施施設数(累計)	—	—	15施設



持続可能なまちづくり



基本施策 51 総合的なまちづくりの推進

基本施策の目的と方向性

- 地域社会の課題や住民ニーズが複雑化・多様化する中、住民に身近な基礎自治体として、計画性と柔軟性をあわせ持つ行政運営を図り、長期的な視野に立ったまちづくりを推進するとともに、更なる活力と独自性のあるまちの発展を促すための新たな展開を図ります。
- 核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けた取り組みを進めるため、被爆体験の継承と平和に対する意識の高揚を図ります。
- 「ふちゅうブランド」※向上を目指し、シティプロモーション※を積極的に展開します。



単位施策の方向性

◆単位施策 511 戦略的なまちづくりの推進

- 長期的なまちづくりの方向性である総合計画に沿ったまちづくりを行うため、目的を明確にし、目標を定め、社会情勢や住民ニーズに対応した適切かつ効果的な施策を推進します。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
全単位施策指標の目標達成率	0%	51.5%	100%

◆単位施策 512 自治の体制強化

- 独自色あるまちづくりを推進し、まちの活性化とブランド力の向上による更なるまちの発展を促すため、自治制度に関する調査・研究を行い、持続的な発展と活性化を目指します。
- 広域的な視点に立った行政サービスの効率的な運営並びに質の向上を図るため、広島広域都市圏※域内自治体等との連携を推進します。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
他自治体と新たに取り組む連携事務数(累計)	—	31件	53件

本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

◆単位施策 513 平和行政の展開

- 慰霊式典や被爆体験記などを通じて、次世代へ被爆の実相を継承します。
- 非核宣言自治体等と連携し、平和に対する住民意識の高揚を図ります。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
平和に関する情報発信回数	—	5回	7回

◆単位施策 514 まちの魅力発信

- まちの魅力を町内外へ発信することで、「住んでよかった」「住んでみたい」「これからも住み続けたい」と実感できるまちとしてのイメージの向上・定着を図ります。
- 時代に即した情報発信を取り入れるなど、さまざまな広報媒体を活用し、利用しやすく分かりやすい情報発信を進めるとともに、意見聴取などを通じて、広聴活動の充実を図ります。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
府中町の認知度(県内居住者 Web アンケート)	—	60.6%	67.0%



基本施策 52 自治を支える安定した行財政運営

基本施策の目的と方向性

- 必要とされる行政サービスの提供のため、社会情勢の変化や住民の声を反映させながら、効率的・効果的な行政運営を図ります。
- 昨今の厳しい財政状況を勘案しつつ、社会情勢や住民ニーズに対応したまちづくりを推進するため、長期的な財政運営を見据えた財政基盤の安定化を図ります。



単位施策の方向性

◆単位施策 521 持続可能な行財政運営

- 町税など収入の安定確保と時代に即した歳出の見直しにより、安定的な財政基盤を構築します。
- 事務効率の向上を図るとともに、財政健全性を確保しつつ、質の高いサービスを提供する行政の最適化を目指します。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
財政調整積立基金※年度末現在高	10.4億円	13.1億円	10.0億円
町税の収納率(現年分+滞納繰越分)	97.4%	98.6%	98.7%



本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

基本施策 53 住民に便利な行政サービスの提供

基本施策の目的と方向性

- 近年、情報技術が急速に進展している中で、行政サービスの利便性の向上に努め、個人情報の適正な取り扱いを確保するとともに、住民に分かりやすく迅速な窓口を運営し、効率的な行政サービスの提供を推進します。
- ポストコロナ時代[※]における情報ネットワーク社会の進展に対応し、住民の行政手続き等の負担を軽減するため、効率的なシステムの導入を図ります。



単位施策の方向性

◆単位施策 531 多様な行政サービスの提供

- 情報セキュリティに留意しながら、住民が便利で利用しやすい窓口の業務の充実を図ります。
- 南交流センター、つばき館では、地域に身近なサービス提供の場として、利用しやすい窓口と行政情報の提供を図ります。
- 場所や時間を選ばないICT[※]の特性を活用した各種情報や住民サービスを提供し、利便性の向上を図ります。
- 業務システム等を安定的に運用するとともに、ICT資産の最適化を進め、行政事務の一層の効率化を図ります。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
個人番号カード交付率	—	16.4%	100%



本文中、[※]印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

基本施策 54 自治を支える人材育成

基本施策の目的と方向性

- 地方分権の推進に伴い、市町の企画力・行政力がますます重要になっています。このため、職員の人材育成に力を入れるとともに、人員の適正配置を図り、住民から一層信頼される組織づくり、職員づくりを推進します。
- ポストコロナ時代[※]の「新たな日常」を見据え、職員の新たな働き方を推進します。



単位施策の方向性

◆単位施策 541 職員の総合的な能力開発と新たな働き方の推進

- 職員が自ら考え、住民に対して説明責任を持って、行政サービスを提供できるよう、職員の人材育成を推進します。
- ポストコロナ時代における職員の新たな働き方を研究・検討し、実施可能な項目から導入します。

指標	当初(H27年度)	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
職員の研修参加者数	141人	181人	210人



本文中、[※]印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

3 SDGsとの関連

3-1 SDGsとは

SDGs[※]は、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27(2015)年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。令和12(2030)年を達成年限とし、17のゴール(目標)と169のターゲットから構成されています。

法的拘束力はありませんが、先進国・開発途上国を問わず、あらゆるステークホルダー[※]が参画し、経済・社会・環境政策を統合して広範な課題に取り組むことが示されています。

3-2 第4次総合計画におけるSDGsの位置付け

国では、平成28(2016)年12月に策定した「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」の中で、注力すべき8つの優先課題を掲げるとともに、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定などにSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

SDGsの理念は、当町がまちづくりで目指す「次世代へ元気をつなげるひととまち」という基本理念と方向性を同じくするものです。

当町では、平成28(2016)年度から第4次総合計画の下、まちづくりを推進していますが、総合計画の改訂にあたって、各基本施策にSDGsの目指す17の目標を関連付けることとし、基本施策の取り組みがSDGsに資することを意識して、まちづくりを推進します。

SDGsの17の目標について、自治体行政の果たしうる役割を取りまとめたものを、第4編「参考資料」の「5 SDGsの17の目標について」に掲載しています。



3-3 基本施策におけるSDGsの目標の位置付け

SDGsの目標		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 健康と福祉をすべての人に	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	健康と福祉をすべての人に	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に
基本目標・基本施策							
基本目標1	11 地域で共に支え合う福祉の充実	●		●	●		
	12 地域連携による生涯を通じた健康づくりの推進		●	●			
	13 多世代連携による子育て支援の充実	●	●	●	●	●	
	14 高齢者が生きがいを持って暮らせるまちづくり			●			
基本目標2	21 「志」の教育 信頼される学校教育の確立	●			●		
	22 学び合い生きがいを育む社会教育の充実				●		
	23 安心・安全で質の高い教育環境の整備				●		
基本目標3	31 災害に強いまちづくり						
	32 総合的な環境対策の推進			●			●
	33 地域協働・産業活性化・安心安全のまちづくり			●	●	●	
	34 暮らしを守る消防体制づくりの推進						
基本目標4	41 計画的な都市整備の推進						●
	42 社会資本の安定的な供給						
	43 活力あるまちづくりを支える公共財産の有効活用						
基本目標5	51 総合的なまちづくりの推進						
	52 自治を支える安定した行財政運営						
	53 住民に便利な行政サービスの提供						
	54 自治を支える人材育成					●	

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	●		●							●
									●	●
									●	●
	●									●
	●		●						●	●
										●
●		●		●	●	●	●	●		●
	●	●	●		●				●	●
				●		●				●
		●		●		●	●			●
		●		●		●				●
									●	●
									●	●
									●	●
	●								●	●

第4編

参 考 資 料

- 1 土地利用の基本方針
- 2 住民の参加体制について
- 3 第4次総合計画改訂の経緯
- 4 規則・要綱・要領
- 5 SDGsの17の目標について
- 6 用語解説

7 土地利用の基本方針

1-1 第1次総合計画から第3次総合計画までの土地利用の経緯について

● 第1次総合計画時の主な土地利用の基本方針

- 都市化の進展に伴う、道路整備の遅れと下水道の整備が課題となっています。
- 開発のスプロール※化を食い止め、まとまりのある市街地を形成します。
- 商店街の整備が遅れ、商業活動が活発に行われる基盤を確立する必要があります。

● 第2次総合計画時の主な土地利用の基本方針

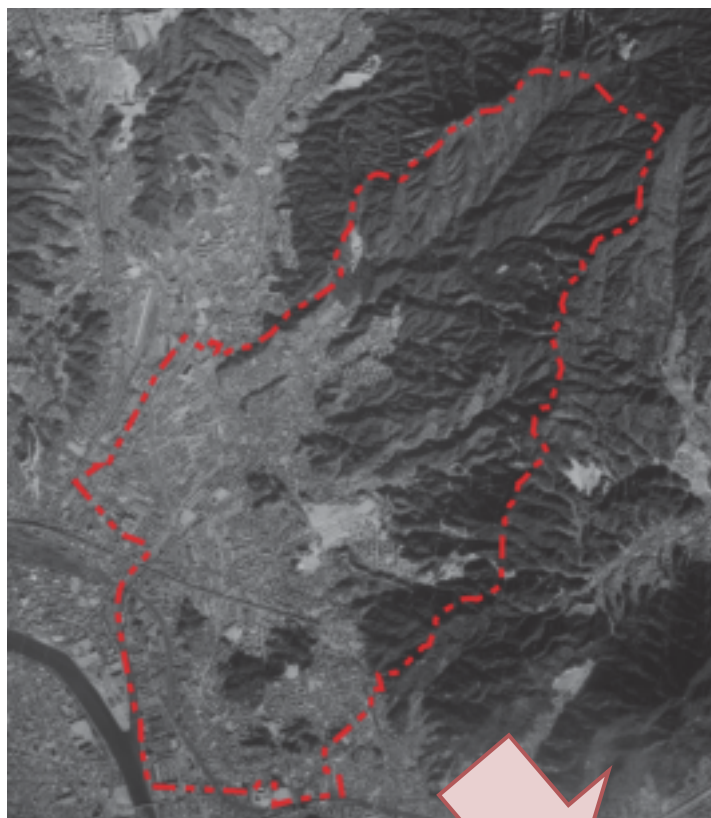
- 役場周辺地区を町の中心拠点ゾーンに設定し、他の拠点とのネットワークの形成を図ります。
- 鶴江、本町、大須地区の都市計画道路※大須上岡田線沿いを北部地区の生活の中心として、都市形成を図ります。
- 向洋駅周辺地区は、南部の生活の中心として、商業、業務等の中心ゾーンとして整備を図ります。
- 東部山麓地区は、県道東海田・広島線（青崎池尻線）と府中中学校・府中東小学校を中心とした生活の拠点として充実を図ります。
- 府中大橋からえの宮に至る一帯に、教育・文化施設等を集積し、文化ゾーンを形成します。
- 空城山一帯を、スポーツ・レクリエーション活動のゾーンとして整備を進めます。
- 水分峡周辺の山林部を、自然レクリエーションの場として整備を進めます。
- 道路ネットワークは、ループ状道路（鶴江鹿籠線・大須上岡田線・御衣尾永田線・青崎池尻線）によって、幹線道路網の骨格を形成します。
- 主要道路の歩道を整備し、歩行者系道路ネットワーク※の形成を図ります。

● 第3次総合計画時の主な土地利用の基本方針

- 役場、キンビール広島工場跡地等を含む一帯を、行政・商業・業務・文教・福祉等の施設がコンパクトに集積した利便性の高い地区として、また交通結節機能※を併せ、府中町の都市の中心拠点としてのゾーン形成を目指します。
- 向洋駅周辺地区は、鉄道高架化と土地区画整理事業※に併せて、交通結節機能、商業機能等を計画的に導入し、府中町の南の玄関口にふさわしいゾーン形成を目指します。
- 自然共生ゾーンは、市街地周辺部の丘陵地域の緑の保全を図るとともに、防災対策を講じながら、レクリエーション施設や自然環境を取り入れた良好な住宅地等を計画的に配置・誘導し、自然と共生するゾーンの形成を目指します。

本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

● 第Ⅰ次総合計画時と現況の土地利用比較



資料：国土地理院（昭和 51 年撮影）



資料：府中町資料（平成 25 年撮影）

1-2 将来都市構造図



地域別・拠点別の土地利用方針

地域別の土地利用方針

○ 市街地形成地域

商・工・住の計画的な土地利用を誘導し、良好な市街地形成を図る地域づくりを目指します。

○ 自然共生地域

北部丘陵地※等は、緑の保全を図りつつ、民間活力も視野に入れた計画的な土地利用を推進し、既存住宅団地を結ぶ道路ネットワークを構成することで利便性・安全性の高いまちづくりを目指します。

なお、山林保全地域との境界となる標高150mラインは、一帯の山林・緑としての広がりをもつ眺望を保全するという観点と、保安林を適切に保全するという観点から、これより高い場所での開発を防止するよう努める標高ラインとします。

○ 山林保全地域

市街地の背景となる山林は、災害防止や自然環境保全の観点から、長期的に保全を図っていく地域とします。

拠点別の土地利用方針

○ 中心拠点地区

利便性の高い府中町の中心拠点として、公共サービス系機能や商業系機能の集積を図り、町内全域との連携を図っていく地区とします。

○ 向洋駅周辺拠点地区

向洋駅周辺地区は、唯一の鉄道駅としての特徴を活かした交通結節機能※の充実と商業機能などの活性化によって、府中町の玄関口にふさわしい良好な都市形成を図っていく地区とします。

目的別エリアの土地利用方針

○ 商業系

府中町における商業の中心として、商業機能の集積を図る地区とします。

○ 公共サービス系

役場などの公共サービス系機能を集約する地区とします。

○ 工業系

周辺環境に配慮しながら、生産活動を支える産業地区とします。

○ 歴史・文化系

現在の史跡を継承していくとともに、歴史・文化を発信していく中心となる地区とします。

都市軸の整備方針

○ 町内シンボル道路

中心拠点地区と向洋駅周辺拠点地区を連絡する町内の主要な道路として整備します。

○ 外環状道路

全町域の円滑な交通を確保するための道路ネットワークで、丘陵地・町東部の利便性向上に重要な役割を担う道路として整備します。

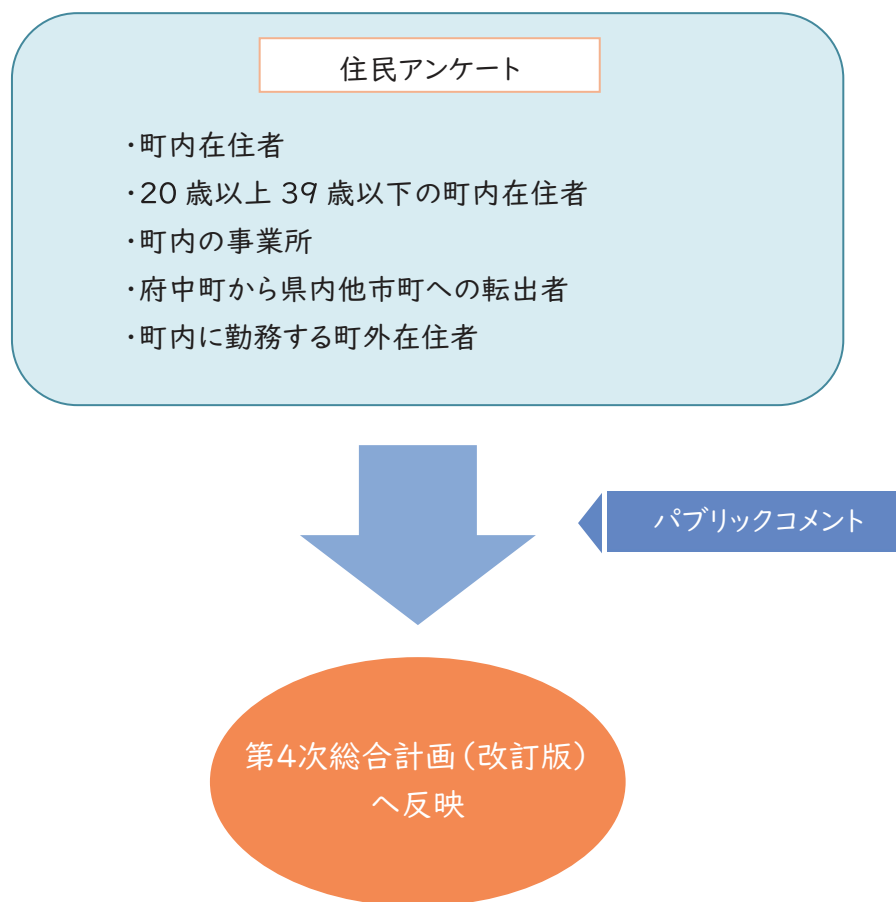
本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

2 住民の参加体制について

2-1 住民の参加体制について

第4次総合計画の改訂にあたり、将来のまちづくりに対する住民意向を反映するためにアンケート調査を実施したほか、パブリックコメント[※]を実施することにより、住民意向を幅広く反映しました。

【改訂にあたっての住民の参加体制】



本文中、[※]印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

2-2 住民アンケートの結果

住民アンケートについては、第1編「序論」の「3-2 取り組みの成果と課題」に掲載している政策評価を行うにあたり、主な意見等を以下のとおり基本目標ごとに取りまとめて整理しています。

なお、個別の結果については、第1編「序論」の「3-1 住民意向」に主なものを掲載しているほか、全ての結果については、ホームページなどで別途公表します。

【基本目標1】 みんなで支え合い、未来につなぐまちづくり

～子育て・福祉・健康～

- 行政と住民が協働すべきと考える分野として、防災活動、高齢者の支援、防犯活動、子育て支援の順で多くなっています。
- 地域に対する評価として、放課後の子どもの遊び場や、体の不自由な人の活動のしやすさが不十分との意見が比較的多く出ています。
- 保健・福祉の分野では、高齢者・障がい者への福祉サービスの充実と子育て支援の充実が、重点的に取り組むべきものとして多く挙げられています。
- 府中町が目指していきべき将来像の意見として、子育てがしやすいまち、高齢者や障がい者も暮らしやすい福祉に手厚いまち、自然災害に強いまちが多くなっています。
- 20～30代アンケートでは、府中町が暮らしやすいまちとなるために取り組むべきこととして、子育てや教育環境の充実が最も多く挙げられています。
- 20～30代アンケートでは、子どもを産み育てたいと思う条件として、子育てや教育の費用が軽減されることが最も多く、次いで、働きながら子育てができる職場環境、地域の保育サービスが整うことが多くなっています。

【基本目標2】学び合い、志を育むまちづくり

～教育・文化～

- 公民館活動へ参加、もしくは参加の意向がある人の割合が34%である一方、参加を希望しない人が36%となっています。特に、20代では53%、30代では43%が参加を希望していません。
- 地域に対する評価として、放課後の子どもの遊び場が不十分との意見が比較的多く出ています。
- 府中町の施策に対する評価として、スクールカウンセラー※等による児童・生徒へのサポートが、重要度が高いと感じる一方、評価が比較的低い分野となっています。なお、20～30代アンケート及び事業者向けアンケートにおいても同様の結果となっています。
- 教育の分野では、学校教育の充実が重点的に取り組むべきものとして最も多く挙げられています。続いて、文化・スポーツなど生涯学習の振興となっています。
- 20～30代アンケートでは、府中町が暮らしやすいまちとなるために取り組むべきこととして、子育てや教育環境の充実が最も多く挙げられています。
- 町内への通勤者向けアンケートでは、居住地と府中町を比較したイメージとして、文化・スポーツ施設の充実度について、府中町の方が劣っているとの意見が多くありました。

【基本目標3】誰もが安心・安全、快適に暮らせるまちづくり

～安全・環境・地域～

- 町内会活動へ参加、もしくは参加の意向がある人の割合が51%である一方、参加を希望しない人の割合が30%となっています。特に、20代では53%、30代では37%が参加を希望していません。
- 行政と住民が協働すべきと考える分野として、防災活動、高齢者の支援、防犯活動、子育て支援の順で多くなっています。
- 地域に対する評価として、自然災害への対策、歩行や自転車通行への対策、犯罪への対策が不十分との意見が多く出ています。
- 府中町のよくない点として、自然災害に対する不安が大きいことが多く挙げられています。
- 事業者向けアンケートでは、協働のまちづくりについて、取り組んでいない事業所が約58%となっています。また、積極的に参画したい事業所は10%、要請がある場合や興味・関係がある内容ならば参画したい事業所は62%となっています。
- 府中町が目指していくべき将来像として、子育てがしやすいまち、高齢者や障がい者も暮らしやすい福祉に手厚いまち、自然災害に強いまちが最も多くなっています。

【基本目標4】 便利で活力と賑わいにあふれるまちづくり

～都市基盤・住環境～

- 地域に対する評価として、放課後の子どもの遊び場、歩行や自転車通行への対策、体の不自由な人の活動のしやすさが不十分との意見が多く出ています。
- 府中町のよくない点として、道路等の都市基盤の整備が不十分であること、公園が充実していないことが多く挙げられています。
- 府中町の施策に対する評価として、道路等の整備による生活環境の向上が、重要度が高いと感じる一方、評価が比較的低い分野となっています。なお、20～30代アンケート及び事業者向けアンケートにおいても同様の結果となっています。
- 生活利便の分野においては、向洋駅周辺の区画整理と鉄道高架化、補助街路[※]の整備、バスなどの公共交通の充実が、重点的に取り組むべきものとして挙げられています。
- 町外から転入した人による前居住地と府中町を比較した評価として、道路等の都市基盤の充実について、府中町が劣っているとの意見が比較的多く挙がりました。
- 転出者向けアンケートでは、府中町から転出する際に住まいを決めた理由として、最も多く挙げられた理由が住宅価格・家賃であり、次いで交通の便、職場・学校の近さとなっています。

【基本目標5】 持続可能なまちづくり

～自治・行政～

- 町政に関する情報の入手については、広報ふちゅうが85%と最も多く、次いで、町内会回覧板、ふちゅう町議会だよりとなっています。
- 府中町の施策への評価として、各種行政サービスの拡充が、重要度が高いと感じる一方、評価が比較的低い分野となっています。
- 町政運営・サービス等の分野では、財政の健全化が重点的に取り組むべきものとして最も多く挙げられており、続いて長期的な視点でのまちづくりの推進、各種窓口サービスの充実が挙げられています。
- 町外から転入した人が引越し前に府中町の情報を得た手段として、親類・知人等が最も多く、次いで、元々知っていた、府中町のホームページ、インターネットやSNS等と続きます。
- 住まいを探す際の情報源としてインターネットが最も多く、次いで不動産業者となっています。

本文中、[※]印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

2-3 パブリックコメントの結果

①実施方法

■実施期間

令和3(2021)年1月8日～令和3(2021)年1月25日

■公表物の掲示場所

町ホームページ、政策企画課、本庁2階ロビー、南交流センター

■意見提出方法

窓口提出、郵送、ファクシミリ、電子メール

■意見募集の周知方法

町ホームページ

②意見募集の結果

■意見等の提出者数 2人

■意見等の件数 3件

ページ	意見の概要	意見に対する町の考え方
29 70	向洋駅周辺土地区画整理事業※において遅れが生じている鉄道南側の未整備地区について、令和7年には宅地整備工事を始めていただきたい。	向洋駅周辺土地区画整理事業施行区域は、JR山陽本線の高架化に合わせて幹線道路・生活道路及び公園等の公共施設の整備を行うほか、既成市街地の再編による宅地の利用増進を図り、府中町の南の玄関口にふさわしい拠点として都市形成させていくこととしています。 関連事業である広島市東部地区連続立体交差事業※が本格化されたこともあり、土地区画整理事業についても、これらの事業と連携を図りながら推進してまいります。

ページ	意見の概要	意見に対する町の考え方
66	<p>町内企業や、国・広島県等と連携し、<u>SDGs</u>※関連のビジネスやエネルギーを創出し、産業を活性化させることを盛り込むことを希望する。</p>	<p>産業につきましては、地域産業の発展に向けた支援を基本計画に掲げており、現在、<u>広島広域都市圏</u>※内の市町と連携して製造業の活性化に向けた施策を実施しています。また今後は、事業者の販路開拓支援を行うことで、更なる活性化を図りたいと考えています。</p> <p>頂いたご意見につきましては、産業の活性化に向けた今後の更なる取り組みの検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
75	<p>町内企業や国・広島県等、官・民・学も連携し、まちづくりに関わる環境づくりを進め、新しいまちづくりを模索していただきたい。</p>	<p>当町では、広島広域都市圏において他の自治体と連携し、住民にとってより良いサービスを提供できるよう取り組みを進めています。また、町内企業との連携についても<u>包括連携協定</u>※を締結するなど、取り組みを行っています。</p> <p>今後も各主体と連携し、「住んでよかった、住んでみたいまちづくり」を進めてまいります。</p>

3

第4次総合計画改訂の経緯

年	月日	実施内容	
令和元年	8月26日	幹部会議(改訂の概要、要領・要綱の制定等)	
	8月29日	府中町第4次総合計画改訂要領、 府中町第4次総合計画改訂委員会設置要綱の制定	
	11月29日 ~12月22日	アンケート調査	
令和2年	3月4日	第1回府中町第4次総合計画改訂委員会	取組実績 改訂の方向性
	3月17日	幹部会議	
	3月27日	第1回府中町まちづくり推進懇話会 ※新型コロナウイルスの影響により書面開催	
	7月13日	第2回府中町第4次総合計画改訂委員会	政策評価 改訂方針
	7月20日	幹部会議	
	7月28日	第2回府中町まちづくり推進懇話会	
	8月19日	全員協議会	
	12月8日	第3回府中町第4次総合計画改訂委員会	改訂版の素案
	12月10日	幹部会議	
	12月18日	第3回府中町まちづくり推進懇話会 ※新型コロナウイルスの影響により書面開催	
令和3年	1月7日	全員協議会	改訂版の成案
	1月8日 ~1月25日	パブリックコメント	
	1月28日	第4回府中町第4次総合計画改訂委員会	
	2月2日	幹部会議	
	2月8日	第4回府中町まちづくり推進懇話会 ※新型コロナウイルスの影響により書面開催	
	2月19日	全員協議会	

4

規則・要綱・要領

府中町総合計画策定規則

規則 第 1 号

平成 26 年 1 月 23 日

(趣旨)

第1条 この規則は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本町の総合計画を策定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 町政全般における総合的な計画をいい、将来にわたり本町の健全な発展を促進するために策定するものをいう。
- (2) 基本構想 総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本町が目指す将来像を示す構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、本町における施策の基本的な方向及び体系を示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施に関して策定する計画をいう。

(計画策定の原則)

第3条 総合計画は、外部の関係機関と連絡協調を保ちつつ、効果的かつ効率的に実施できるよう策定しなければならない。

(町民の参加)

第4条 総合計画の策定に当たっては、町民の意向を反映させるため、町民意向調査、地区懇談会等を実施し、意見聴取を積極的に行うものとする。

(総合計画の構成)

第5条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成する。

(総合計画との整合)

第6条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(基本構想及び基本計画の策定)

第7条 基本構想及び基本計画(以下「基本構想等」という。)は、別に定める策定組織において原案を作成し、府中町企画会議を経て町長が決定する。

2 町長は、基本構想等の策定に当たっては、議会及び府中町まちづくり推進懇話会の意見を踏まえるものとする。

3 前2項の規定は、基本構想等の変更について準用する。

(実施計画の策定)

第8条 実施計画の策定については、府中町実施計画策定規則(昭和48年規則第14号)の定めるところによる。

(公表)

第9条 町長は、基本構想等を策定又は変更したときは、これを公表するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(府中町実施計画策定規則の一部改正)

2 府中町実施計画策定規則(昭和48年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、府中町総合計画策定規則(平成26年規則第1号。以下「総合計画策定規則」という。)第2条第4号に定める実施計画(以下「実施計画」という。)の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条中「基本計画」を「総合計画策定規則第2条第3号に定める基本計画(以下「基本計画」という。)」に改める。

第6条第2項中「第5条」を「前条」に改める。

府中町まちづくり推進懇話会設置要綱

訓 令 第 1 号

平成26年1月23日

(設置)

第1条 府中町総合計画(以下「総合計画」という。)等の策定又は改訂に当たり、幅広い視野からの意見を求めるため、府中町まちづくり推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、町長の求めに応じ、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 総合計画の策定及び改訂に関すること。
- (2) 町域の土地利用に関する計画の策定及び改訂に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町行政に識見を有する者で町長が適当と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から総合計画の策定又は改訂が完了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 議長は、懇話会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務企画部政策企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年6月12日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第2項の規定により行う委員の委嘱及びその委嘱に関し必要なその他の行為は、この訓令の施行前においても行うことができる。

(総合計画推進懇話会設置要綱の廃止)

3 総合計画推進懇話会設置要綱(平成18年訓令第17号)は、廃止する。

附 則(平成31年3月29日訓令第12号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

府中町まちづくり推進懇話会(全15名)

氏名	所属及び団体名	備考
池元 孝美	公益社団法人広島県宅地建物取引業協会 安芸賀茂支部	
大東 延幸	広島工業大学	副会長 学識経験者
金子 哲二	マツダ労働組合	
川手 敏範	府中町南部町内会連合会	
岸 招子	府中町公民館運営審議会	
小濱 樹子	府中町人権擁護委員	
小早川 美江	府中町老人クラブ連合会	
澤村 睦子	府中町婦人会	
穴戸 篤	府中町消防団	
字室 礼子	府中町民生委員児童委員協議会連合会	
竹中 鉦一郎	府中町商工会	
津田野 剛	府中町北部町内会連合会	
室野 拓男	社会福祉法人府中町社会福祉協議会	
山代 佳世	公益社団法人府中町シルバー人材センター	
山田 知子	比治山大学	会長 学識経験者

*50音順、敬称略

府中町第4次総合計画改訂委員会設置要綱

(設置)

第1条 府中町総合計画策定規則(平成26年規則1号。以下「総合計画策定規則」という。)第7条に定める組織として、府中町第4次総合計画改訂委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の指示のもと、総合計画策定規則第7条に定める基本構想及び基本計画(以下「基本構想等」という。)の変更に係る原案を作成する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。

2 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 委員長は、前項に定める専門部会の部会長及び部会員となる者を指名できる。

3 専門部会は、基本構想等の変更に関して、施策分野横断的な事項及び部局間での連携調整が必要な事項を協議する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画部政策企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月29日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、府中町第4次総合計画の改訂の日によりその効力を失う。

別表(第3条関係)

役 職	職 名
委員長	副町長
副委員長	教育長
委員	総務企画部長
//	財務部長
//	町民生活部長
//	福祉保健部長
//	建設部長
//	教育部長
//	消防長
//	議会事務局長
//	会計室長
//	行政委員会総合事務局長

府中町第4次総合計画改訂要領

1 目的

総合計画は、長期的な展望に立ったまちづくりの指針を示すものであり、中長期的な行政運営を総合的かつ計画的に推進していく上で骨子となるものである。

本町では、平成28年度に10年間の計画期間とする府中町第4次総合計画（以下「総合計画」という。）を策定し、目指すべき将来像「ひとがきらめき まちが輝く オアシス都市 あきふちゅう」の実現に向け、まちづくりに取り組んできた。

この度の改訂は、総合計画が令和2年度をもって中間期が到来することから、計画の評価及び検証を実施し、社会情勢や町内情勢が大きく変化する中、新たに生じた行政課題及び住民ニーズを的確に把握して見直しを行うものである。

2 計画の構成と計画期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成している。

なお、実施計画は府中町実施計画策定規則（昭和48年規則第14号）に基づき、別途作成するものとする。

(1) 計画の構成

① 基本構想

本町が目指すべきまちの将来像とそれを実現するための基本理念・基本目標を示すもの。

② 基本計画

基本構想に基づく基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向と体系を示すもの。

③ 実施計画

基本計画に基づく具体的な計画であり、施策を実現するための事業を示すもの。

(2) 計画期間

平成28年度～令和7年度

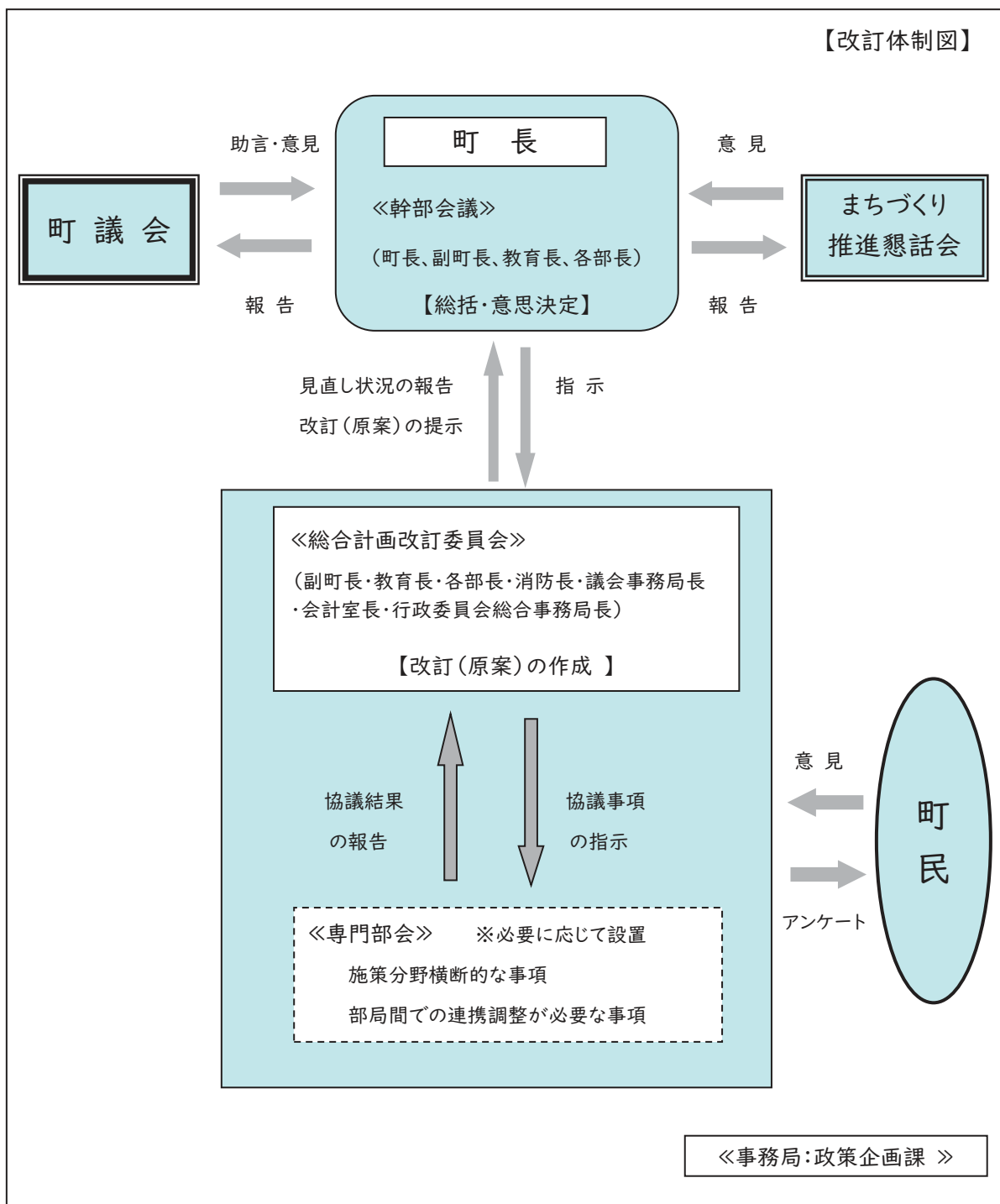
3 改訂方針

- (1) 長期的展望に立った総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる計画とする。
- (2) 平成28年度から令和2年度までの総合計画の取り組み結果を踏まえ、新たな行政課題及び住民ニーズを捉えた上で、郷土意識が持てる特色あるまちづくりを進めるための計画とする。
- (3) わかりやすく、実効性のある計画とする。
- (4) 地域における総合的な主体として、町民と協働したまちづくりを進めていくため、町民

意向の反映に努めるものとする。

4 改訂体制

基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）の見直しに当たっては、つぎの体制で進めていくこととする。



(1) 庁内組織

① 幹部会議

ア 役割

基本構想等の見直しに関する業務の総括及び意思決定を行う。

イ 構成

府中町幹部会議規則(平成28年規則第23号)第2条のとおり

② 総合計画改訂委員会

ア 役割

総合計画の前期における政策・施策・事業の検証、課題整理を行い、幹部会議に付議する基本構想等の見直しに係る原案を作成する。

イ 構成

府中町第4次総合計画改訂委員会設置要綱第3条のとおり

③ 専門部会(必要に応じて設置)

ア 役割

必要に応じ、基本構想等の見直しに関して、分野横断的な事項及び部局間での連携調整が必要な事項を協議する。

イ 構成

専門部会の部会員は、総合計画改訂委員会の委員長が必要に応じて指名する。

(2) 町民意向反映の体制

① 町議会(町議会議員全員協議会)への報告

町議会議員全員協議会において報告を行い、その助言・意見を受け、十分に町民意向を踏まえるものとする。

② まちづくり推進懇話会

幅広い視野からの意見を求めるため、まちづくり推進懇話会を設置する。

まちづくり推進懇話会の構成は、府中町まちづくり推進懇話会設置要綱(平成26年訓令第1号)第3条のとおりとする。

③ アンケート調査

ア 15歳以上の住民対象アンケート

住民基本台帳から無作為に抽出した15歳以上の町民を対象としたアンケート調査を実施する。

イ 20～30歳代の住民対象アンケート

住民基本台帳から無作為に抽出した20～30歳代の町民を対象としたアンケート調査を実施する。

ウ 町内事業者対象アンケート

町内の企業・事業者から無作為に対象者を抽出し、アンケート調査を実施する。

④ パブリックコメント

5

SDGsの17の目標について

SDGs※の目標やターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、グローバルで国家として取り組むべきものなどが多く含まれており、自治体として取り組むべきことが見えにくい部分もあります。

これについて、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が、「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」においてSDGsの目標と自治体行政との関係を整理していますので、参考として以下に掲載します。

目標

目標の説明及び自治体行政の果たし得る役割



【目標1】貧困をなくそう

自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。



【目標2】飢餓をゼロに

自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。



【目標3】すべての人に健康と福祉を

住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。



【目標4】質の高い教育をみんなに

教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。



【目標5】ジェンダー平等を実現しよう

自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。

本文中、※印のある言葉は、第4編「参考資料」の「6 用語解説」に掲載しています。

目標

目標の説明及び自治体行政の果たし得る役割



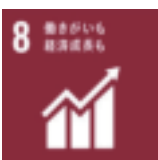
【目標6】安全な水とトイレを世界中に

安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。



【目標7】エネルギーをみんなに そしてクリーンに

公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。



【目標8】働きがいも経済成長も

自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。



【目標9】産業と技術革新の基盤をつくろう

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。



【目標10】人や国の不平等をなくそう

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。



【目標11】住み続けられるまちづくりを

包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。

目標

目標の説明及び自治体行政の果たし得る役割



【目標 12】つくる責任 つかう責任

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。



【目標 13】気候変動に具体的な対策を

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。



【目標 14】海の豊かさを守ろう

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われていいます。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。



【目標 15】陸の豊かさを守ろう

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。



【目標 16】平和と公正をすべての人に

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。



【目標 17】パートナーシップで目標を達成しよう

自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

A～Z

AI/IoT

AIとは、Artificial Intelligenceの略称であり、人工知能のこと。IoTとは、Internet of Thingsの略称であり、コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続し、相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

DX (デジタルトランスフォーメーション)

「デジタルによる変革」を意味し、ITの進化に伴って新たなサービスやビジネスモデルを展開することで、社会そのものの変革につなげるといった概念のこと。

ICT

Information and Communication Technologyは、情報通信技術のことで、コンピュータやネットワークに関する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称のこと。

SDGs (持続可能な開発目標)

Sustainable Development Goals は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年までの長期的な開発の指針「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標のこと。経済、社会、環境をめぐる広範な課題に対する総合的な取り組みが示されている。

SDGs未来都市

SDGsの理念に沿った基本的・総合的取り組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高いとして選定された都市・地域のこと。

SNS (コミュニティ型Webサイト)

Social Networking Serviceの略で、関心や興味を共有する人々が集まり、掲示板などで情報を交換・共有するインターネットを利用したサービスのこと。

ア行

インバウンド

外国からの旅行あるいは旅行客のこと。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどの7種類のガスが温室効果ガスとして定められている。

カ行

外国人指導助手

日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人のこと。ALT (Assistant Language Teacher) とも呼ばれる。

介護予防事業

要支援・要介護状態になることへの予防、軽減、悪化防止のためのサービスなどを提供する事業のこと。

画像伝送装置

携帯電話の音声による情報伝達手段に加えて、救急患者の容態や負傷状況、心電図などのデータを画像情報として医師に伝達するシステムのこと。

キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

狭あい道路

建物が建ち並んでいるところで、一般の生活道路として利用されている町道のうち幅員4m未満の狭い道路のこと。

行政評価

行政の活動を統一的な視点や手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政に反映させる仕組みのこと。府中町では、施策評価・事務事業評価により、設定した指標に基づく評価を毎年行い、結果をホームページで公表している。

元気な高齢者の割合

府中町において、要介護認定を受けていない75歳以上の高齢者の割合のこと。

健康だと感じる人の割合

府中町が実施する健康マイレージ制度の参加者アンケートにおいて、「健康だと感じる」と回答した人の割合のこと。

公共下水道人口普及率

行政区域内人口のうち、公共下水道を使用できる人口の割合のこと。

公共交通不便地域

鉄道駅や路線バスの停留所といった公共交通機関の発着場所から、一定以上の距離及び高低差がある地域のこと。

公共用水域

河川・湖沼・港湾・沿岸海域その他、公共の用に供される水域のこと。

口腔疾病

むし歯や歯周病などのこと。

交通結節機能（交通結節拠点）

高速道路のインターチェンジ、鉄道からバス・タクシーなどに乗換えが行われる駅前広場など、交通機関の乗換え・乗り継ぎとしての役割を有している機能（拠点）のこと。

交通弱者

子ども、高齢者、身体障がい者など、自家用交通機関を利用できないことから、日常生活で移動することが制約される人のこと。

小売業年間商品販売額

商品を販売する事業所における1年間の販売額のこと。

国土強靱化基本計画

国土強靱化基本法第10条に基づく計画であり、国土強靱化に係る国の他の計画などの指針となるもの。

子育てしやすさ

府中町が実施するニーズ調査において、「子育てしやすいまちだと思う」と回答した人の割合のこと。

「子どもと向き合う時間が確保されている」と感じる教員の割合

町内の小・中学校に勤務する教員に対して府中町が独自で実施するアンケート調査において、「子どもと向き合う時間が確保されている」と回答した教員の割合のこと。

子どもの予防的支援構築事業

成育環境の違いに関わらず、すべての子どもが健やかに成長し、夢や希望を育むことができる環境を整備するため、関連する部門や機関が連携し、様々なリスクを抱える子どもを多面的・継続的に見守り支援する仕組みを構築する事業のこと。

コミュニティ

地域・福祉など、様々な目的において深く結びついている人々の集まりのこと。

コミュニティ型Webサイト（SNS）

関心や興味を共有する人々が集まり、掲示板などで情報を交換・共有するインターネットを利用したサービスのこと。

コミュニティ・スクール

学校や保護者、地域住民が、知恵を出し合い、学校運営に反映させることにより、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。

サ行

財政調整積立基金

自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金のこと。

財政力指数

自治体の財政力を示す指数のこと。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い自治体といえる。

市街化区域

都市計画法に基づき指定される都市計画区域のひとつであり、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

自主財源

まちの財源の内、国や県に依存しないで独自に調達できる財源のこと。

自主防災組織

地域住民が自主的に連携して防災活動を行う組織のこと。

自助・共助・公助

自助：自分で自分自身や家族の安全を守ること。

共助：隣近所や地域でお互いに助け合うこと。

公助：自分や地域では解決できない課題について、行政が支援を行うこと。

自然に身近な公園の来園者数

山林保全地域に含まれる水分峡森林公園及び揚倉山健康運動公園の来園者数のこと。

事前防災

災害が起こる前の備えのことで、建築物の耐震化や家具固定、津波や火災対策、ライフラインの確保対策、防災教育や防災訓練の実施など、発災時の被害を最小化する備えのこと。

持続可能な開発目標（SDGs）

Sustainable Development Goals は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された令和12（2030）年までの長期的な開発の指針「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標のこと。経済、社会、環境をめぐる広範な課題に対する総合的な取り組みが示されている。

実質公債費比率

自治体の借入金の返済額の大きさを、その自治体の財政規模に対する割合で表したものの、この割合が25%を超えると借入が制限され、また35%を超えるとその割合が高まる。

シティプロモーション

まちのブランディングによるイメージや認知度の向上と、今ある資源から新たな魅力を創出することによる、市民の愛着や誇りの醸成のこと。まちの魅力を地域の内外に効果的に発信することで交流人口などの拡大をねらう、自治体の「宣伝・広報・営業活動」ともいえる。

下岡田遺跡

町内にある奈良時代から平安時代初期の地方の役所跡と考えられる遺跡のことであり、府中町の歴史を物語る上で重要な遺跡である。

住宅困窮者

様々な事情により、住宅に住むことに困っている人のこと。

就労支援員

障がい者や生活保護受給者、母子世帯の母親などで就労を目指す人を対象に、職場実習や就職活動に関する支援を行うとともに、実習先や就職先の開拓、職場定着のための就職後の訪問・相談などの支援を行う者のこと。

「授業がよく分かる」と答える児童生徒の割合

広島県「基礎・基本」定着状況調査の「生活と学習に関する意識・実態についての児童生徒質問紙調査」から「〇〇の授業はよく分かります」（〇〇には、国語、算数、数学、理科が入る）に肯定的な回答をする児童生徒の割合のこと。（各教科平均値による）

「将来の夢や目標はかなうと思う」と答える児童生徒の割合

広島県「基礎・基本」定着状況調査の「生活と学習に関する意識・実態についての児童生徒質問紙調査」から「将来の夢や目標は、かなうと思います」という質問項目に肯定的な回答をする児童生徒の割合のこと。

浸水被害対象家屋数

雨水を河川へ排水するポンプ場や排水路などの施設の能力不足や故障等による内水氾濫で浸水被害を受ける家屋数のこと。なお、河川の堤防からの越水や破堤で家屋や田畑が浸水することを外水氾濫といい、ここには含まれない。

神武東遷

わが国最古の歴史書である「古事記」「日本書紀」に記された、神武天皇出立地である宮崎・日向から終着地である奈良・大和橿原までの旅路のこと。府中町では、多家神社などに神武東遷に係る伝承が残されている。

スクールカウンセラー

臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童・生徒及び保護者、教職員への相談・支援を行う者のこと。

スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技能を有し、学校現場で児童・生徒が抱える様々な問題について環境面での働きかけを行う者のこと。

ステークホルダー

企業や行政の活動に関わる利害関係者のこと。具体的には消費者（顧客）、従業員、株主、取引先、地域社会などがある。

ストックマネジメント

既存の構造物(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る施設管理手法のこと。

スプロール

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

住みこちランキング

大東建託株式会社による調査であり、広島県内に居住の20歳以上の男女を対象に、現在居住している駅・行政区の満足度についてインターネット上でアンケートを実施。現在居住している街についての「全体としての現在の地域の評価」を数値化し、平均値についてランキングを算出したもの。

住みたいまちランキング

リクルート住まいカンパニーによる調査であり、広島市在住の20歳～49歳の男女を対象に、インターネット上でアンケートを実施。広島県内にある駅の中から「住んでみたい街(駅)」1位～3位を回答してもらい、1位=3点、2位=2点、3位=1点と配点してランキングを算出したもの。

生活困窮者

収入が少ないなど、様々な事情により生活に困っている人のこと。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に関与する、脂質異常症、高血圧症、糖尿病などの病気のこと。

製造品出荷額等

事業所が所有する原材料によって製造されたものを1年間に事業所から出荷した場合の工場出荷額のこと。

施策(事務事業総括)進捗率

該当する単位施策に結びつく事務事業(後期実施計画に記載)について、それぞれの指標の進捗を総括した比率のこと。

施策評価・事務事業評価

第4次総合計画の基本計画、実施計画に位置付けられている施策・事務事業について、設定した指標に基づいた評価を行うこと。府中町における行政評価であり、毎年度実施して結果をホームページで公表している。

全国学力・学習状況調査

文部科学省が実施する全国の小学校6年生、中学校3年生全員を対象にした、学力及び学習や生活の状況などの調査のこと。

夕行

第2次府中町健康増進計画・食育推進計画

住民の主体的な健康づくりと食育を総合的に支援・促進し、「生き生きと健康な生活を送るために～みんなで支えあうまちづくり～」を目指し、策定された計画のこと。(平成26(2014)年度～令和6(2024)年度)

第5次府中町行政改革大綱

平成30(2018)年3月に、府中町の将来像の実現に向けて、中長期的視点に立った行財政改革の道筋を示すために策定した指針のこと。

待機児童

保育所などに入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童のこと。

男女共同参画社会

男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会のこと。

地方創生

東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とした政策のこと。

超高齢社会

人口における65歳以上の割合が21%以上の社会のこと。7%以上を高齢化社会、14%以上を高齢社会という。

低炭素型の社会

地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出をできるだけ抑えながら、経済発展を図り、人々が安心して暮らすことができる社会のこと。

デジタル技術（デジタル化）

音声や映像、金融情報や医療情報など、すべての情報を数字のデータであるデジタル情報に変えること。

テレワーク

ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に利用できる柔軟な働き方のこと。

東京一極集中

政治・経済・文化・人口など、社会における資本・資源・活動が東京都区部、あるいは東京圏の1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に集中している状況のこと。

都市型災害

都市特有の構造が主因となって起こる災害で、水が地面に浸透しにくいことによる水害やライフラインの断絶など、都市が高度に発達し、あらゆる機能が集積しているため、被害規模が拡大・多様化する災害のこと。

都市計画道路

健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市の基盤として、都市計画法に基づいて都市計画決定した道路のこと。

都市的土地利用

主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路などによる土地利用のこと。

土地区画整理事業

道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る事業のこと。

ナ行

南海トラフ巨大地震

南海トラフ（駿河湾から日向灘沖までの太平洋沖の海底の溝）沿いで発生することが想定されている最大クラスの地震のこと。

ネウボラ

「相談・アドバイスの場所」を意味するフィンランド語であり、妊娠期から子育て期にわたる子育て家庭を切れ目なく支援する仕組みのこと。

ハ行

働き方改革

働く人の一人ひとりがより良い将来の展望を持てるよう、人々が個々の事情に応じて多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現を目指すこと。

パブリックコメント

行政機関が事前に案を示し、その案について広く住民から意見を募集すること。

バリアフリー化

高齢者や障がいのある人が普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）を取り除くこと。

ヒューマンフェスタ

府中町において毎年12月の人権週間（12月4日～12月10日）中に開催している総合的な人権啓発イベントのこと。

広島広域都市圏

人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持していくことを目的として、地方自治法の改正により創設された「連携協約制度」の一つである「連携中枢都市圏制度」に基づき連携協約を締結した、広島市中心部から概ね60km圏域内の11市13町で構成される地域のこと。（広島市、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、岩国市、柳井市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町）

広島市東部地区連続立体交差事業

鉄道の高架化により、踏切の除去及び道路との立体交差化をする事業で、JR 山陽本線とJR 呉線の一部を立体交差化する事業のこと。広島県と広島市が施行者。

広島都市圏

広島市とその周辺市町から構成される地域のことであり、広島市、呉市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、岩国市、和木町で構成されている。

福祉避難所

災害発生後、避難所生活が長期化するような場合、町内の避難所（一次避難所）での避難所生活が困難な災害時要援護者（高齢者や障がいのある人など特別な配慮を必要とする人）を受け入れる二次的な避難所であり、避難所の実態や必要に応じて開設するもの。

府中町PR大使

府中町の魅力発信（シティプロモーション）の一環として、町出身で、幅広く活躍中の方に就任していただき、活動の中で町の魅力などを発信していただくこととしているもの。令和2（2020）年時点で、一般社団法人日本サッカー名蹴会会長 金田喜稔さん、漫画家 久保帯人さん、ボクシング元WBA世界ミドル級チャンピオン 竹原慎二さん、漫画家 田中宏さんの4人に就任いただいている。

府中町公園遊具再整備計画

公園の使われ方の変化に対応するとともに、限られた財源で、適切に遊具を維持管理していくために策定した計画のこと。

府中町住宅マスタープラン

府中町の住まいづくり及び住環境の向上に向けた施策の指針であり、国や広島県が定める「住生活基本計画」に則するとともに、「府中町第4次総合計画」の住宅分野の個別計画として位置付けている。

府中町耐震改修促進計画

耐震改修促進法に基づき、地域の実情に応じた耐震診断及び改修に関する施策を計画的に推進することを目的として策定した計画のこと。

府中町地域公共交通網形成計画

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条に基づき、府中町の地域公共交通の現状・課題を踏まえ、便利で持続可能な地域公共交通ネットワークの在り方を示すマスタープランとして策定したものの。

府中町歩行喫煙等の防止に関する条例

歩行喫煙（歩きたばこ）やたばこのぼい捨てを禁止することにより、望まない受動喫煙や、身体・財産の被害の防止を図り、安心・安全で快適な生活環境の確保を目的とした条例のこと。

府中町まち・ひと・しごと創生総合戦略

「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて策定するものであり、中長期の人口見通し（人口ビジョン）を踏まえ、人口減少の課題克服に向けた施策展開の戦略を示すもの。

ふちゅうブランド

府中町が有する歴史・文化、日常生活や通勤・通学の利便性、地元産業の活力、身近に触れることができる自然環境など、他の自治体と比べて府中町が優れている、または誇りにできる、まちのイメージを示すもの。

平成 30 年 7 月豪雨

平成 30(2018)年 6 月 28 日から 7 月 8 日にかけて、西日本を中心に全国的に広い範囲で発生した記録的な大雨のこと。広域かつ同時多発的に河川の氾濫、浸水害、土砂災害などが発生し、死者、行方不明者が多数となる甚大な災害となった。

放課後児童クラブ

小学校に就学している子どもで、保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護などにより昼間家庭での養育ができない子どもを対象として、その放課後の時間帯にお

いて子どもに適切な遊びや生活の場を提供する事業のこと。

包括連携協定

地域が抱える社会課題に対して、自治体と民間企業等が双方の強みを生かして協力しながら課題解決に対応するための大枠を定めるために締結する協定のこと。

北部丘陵地

府中町北部の市街地に接して、傾斜の緩やかな緑が残る地域の一部のこと。

歩行者系道路ネットワーク

自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、公園内の道路及び広場などの、主に歩行者の用に供する道路により形成されるネットワークのこと。

補助街路

原則として6m以上の道路幅員で、各宅地に接続するとともに、生活道路の交通を集め、広域幹線道路または町内幹線道路と連絡する主要生活道路のこと。

ポストコロナ時代

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大を境に起きた価値観や行動様式の転換が、社会に定着する期間のこと。

ラ行

リモートサービス

オンラインにより遠隔で提供されるサービスのこと。

ロボティクス

ロボット工学のことであり、ロボットに関連したさまざまな科学研究を総称している。

■表紙について



府中町PR大使の田中 宏さんにイラストを描いていただきました。
イラストの「椿町ファミリー」が登場するショートアニメ「夢中に幸
せ、府中町」をホームページで公開しています。

府中町第4次総合計画 改訂版

発行日：令和3（2021）年3月

発行・編集：府中町

〒735-8686

広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

TEL：082-286-3121

FAX：082-286-3199

URL：<https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/>

E-Mail：kikaku@town.fuchu.hiroshima.jp



府中町